

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

＜第 36 号＞

令和 8 年第 1 回 沖縄県議会（2 月定例会）閉会中

令和 8 年 5 月 21 日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第 36 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 5 月 21 日 木曜日
開 会 午前 10 時 0 分
散 会 午後 6 時 43 分

場 所

第 2 委員会室

議 題

- 1 証人尋問について
- 2 ワシントン駐在問題について
- 3 本委員会調査報告書（案）について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	下 地 康 教
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真

委 員 瀬 長 美佐雄
委 員 比 嘉 瑞 己
委 員 当 山 勝 利

欠 席 委 員

副 委 員 長 仲 里 全 孝

証人尋問のために出席した者の職・氏名

(証人)

仲 里 和 之

説明のために出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長 多良間 一 弘
基 地 対 策 課 長 玉 元 宏一郎
総 務 部 人 事 課 長 仲 村 卓 之
総 務 部 財 政 課 長 大 湾 朝 貴

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、令和4年度から令和6年度まで、ワシントン駐在4代目所長仲里和之氏に出席をお願いしております。

仲里証人からは、質問確認のための筆記用具の使用について申出がありましたので、委員長としてこれを許可したことを御報告いたします。

これより、仲里和之氏への証人尋問を行います。

仲里証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨の申出をお願いします。

基本的にそれ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができますこととなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立を願います。

(全員起立)

○西銘啓史郎委員長 仲里和之証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○仲里和之証人 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事もなくさず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和8年5月21日、仲里和之。

○西銘啓史郎委員長 証人は、宣誓書に署名・捺印願います。
他の皆様も、どうぞ御着席ください。

(仲里証人宣誓書に署名・捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

証人は、自己の経験によって知り得た事実について、記憶をもとに証言するものであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱し又は困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、新垣淑豊委員から徳田委員に2分、宮里委員に1分、持ち時間を譲渡することを確認した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより仲里証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは仲里和之さんですか。

○仲里和之証人 はい。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○仲里和之証人 職業は―――、生年月日は―――です。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って、各委員からの尋問を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 仲里さん、本日はよろしく申し上げます。

質問していきたいんですけど、まず初めに、このL 1 ビザの請願書なんですけど、それは、私は偽証罪の罰則の下に本請願を受け、確認し、特定の質問に対する全ての回答を含む本請願及び添付書類に含まれる全ての情報が完全真実かつ正確であることを証明する、との記載がありますが、これを前提として、駐在所所長名で提出を行ったかどうかの確認をさせてください。

○仲里和之証人 これ私のビザということでしょうか。私のビザに関しましては、一応流れを説明いたしますと、まずワシントンDCオフィス社のほうから移民局のほうに、私のビザの手続を取るためのペティションと言いますが、請願を出す形になっております。この提出資料に関しましては私ではなくてですね、前任の所長のほうのサインで提出をしているということでございます。

○徳田将仁委員 では、仲里所長の中には、仲里所長の署名ではサインは行っていないということですか。

○仲里和之証人 ビザの取得には2段階ございまして、まず米国のほうで私が就労をするためのビザを取りますということで、まずは移民局のほうに、ワシントンDCオフィス社のほうから請願をします。それで移民局から許可が出ましたら、許可証を持って、沖縄のほうに送られてきますので、私はその書類と併せて国務省の、沖縄であれば総領事館のほうに必要な書類と併せて、手続を取るという形になります。ビザの申請をする際には2段階ございまして、私のほうがビザを申請する際には、必要な手続、それに必要な署名等も多分行っていたと思います。そういう形で手続をしたということでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員からビザ申請の手続を行ったかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里和之証人。

○仲里和之証人 失礼いたしました。そのような形になっております。

○徳田将仁委員 それではお聞きしたいと思います。ワシントン事務所長はこの沖縄県職員としての公務以外にですけど、米国法人独自の業務を自らの裁量で決定する権限を持っていたか。

○仲里和之証人 私の認識としましては、基本的にワシントンDCオフィス社で従事する内容というのは、ワシントン駐在の業務ということでしたので、その範囲では、私の業務というのは、現場の裁量で実施していたというふうに認識しております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から社長として独自の業務を自らの判断で決定する権限を持っていたかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里和之証人。

○仲里和之証人 当然ですね、取締役会としての判断はあったと思います。権限を持っていたというふうに思っております。

○徳田将仁委員 では、現地スタッフの採用とか雇用、給与額の決定を単独で行う権限も持っていたということによろしいですか。

○仲里和之証人 オフィスのほうでですね、その現地スタッフの雇用というのは、私と被雇用者のほうで採用して、雇用契約を結んでおりました。

○徳田将仁委員 ビザ申請書にですけど、沖縄県庁に雇用されることはないと言われたんですけど、例えば仲里さんの給与、辞令を発令したり、人事評価を行っているのは沖縄県庁ではないのですか。

○仲里和之証人 駐在としての、例えば給与であったりですとか、人事評価というのは、県の規定に基づいてなされておりました。

○徳田将仁委員 今、質問したんですけど、県庁に雇用されることはないっていう解釈を仲里さんなりに教えてください。

○仲里和之証人 移民法の弁護士に確認した私の理解としましては、私がビザを取るというのは基本的にはアメリカで就労するためでありますので、ワシントンDCオフィス社の管理監督の下に置かれるということでありまして、基本的な移民法上の考え方としては、私の業務というのは、ワシントンDCオフィス社の管理監督に置かれて、それをもって沖縄県で雇用されることはない。ちょっと表現としては非常に分かりにくい表現だというふうに私は感じておりますけれども、基本的にそのような理解でおりました。

○徳田将仁委員 法律事務所とのメールの内容なんですけど、その中で、事務所にはこの給与計算業務がないと、仲里さんおっしゃっているんですね。誰が仲里さんの労働時間を管理して、給与額を確定させていたのかっていうところを教えてください。

○仲里和之証人 これは今の御質問、私のということだと思うんですけども、基本的には出退勤簿、退勤管理は現地のほうでやっておりまして、本庁のほうに送っておりました。駐在職員の給与に関しては、本庁のほうで給与計算がされて、給与が支給されていたというふうに認識しております。

○徳田将仁委員 最終的に今おっしゃっているのは、ワシントン事務所の権限は自分自身にあったっていうところでよろしいですか。

○仲里和之証人 日々ですね、どのような活動をするのかであったりですとか、現地スタッフの雇用、そういったものに関しては、事務所のほうで、私たちのほうで決定して実施をしておりましたので、一定の権限はあったというふうに考えております。

○徳田将仁委員 一定のというところがちょっと今、分からないんですけど。最終的な判断主体も、仲里さんが持っていたんですか。

○仲里和之証人 どのようなレベルでということは、いろんな想定あると思いますけれども、日々の事務所の運営に関しては、私のほうで決定をしていたというふうに認識をしております。

○徳田将仁委員 では、県庁の指示に反して、独自に重要判断をできることは可能であったんですか。

○仲里和之証人 県庁の意思に反して何かをやるということは、想定をしておりません。

○徳田将仁委員 可能であったのかどうかだけお願いします。

○仲里和之証人 そのようなことは考えづらいと思いますけれども、可能といえば、可能なのでしょうか。私はそのような発想を持っておりません。

○徳田将仁委員 だから、例えば、じゃ、自分の判断で、現地のことは全て決められたよという今お話だったので、それは県がこれ駄目だよと言った場合でも、いや、私はこれでいくんだと判断することできたのかと聞いているんです。

○仲里和之証人 基本的には、本庁と十分に意見交換をしながらやっていきますので、そこは、そういった判断をしないというふうに考えております。することはないと考えております。

○徳田将仁委員 仲里さんの部下に対しての質問をちょっとしたいんですけど、沖縄本庁の基地対策課長兼参事と辺野古新基地建設問題対策課長と、秘書課長、広報課長はあなたの直接の部下であって、駐在の業務に関して具体的な指揮命令監督を行う立場に仲里さんはありましたか。

○仲里和之証人 県の組織上は、そういった形にはなっていないと思います。

○徳田将仁委員 分かりました。このアレックス弁護士への相談の中でですね、沖縄県DC事務所というのは、給与計算業務を行っておらず、契約を締結していないと述べているんですね。一方で米国移民局に米国法人に雇用されて

いると説明しているんですけど、矛盾していないかなと思うんですね。米国法におけるこの虚偽申請に値しないかなと思うんですけど、それが当たらないというのであれば、その核心はどこにあるのか教えてください。

○仲里和之証人 まずは給与計算というお話がありましたけれども、私の給与は、県庁のほうから支給されていると。これはビザを申請する際にも、それは明記をして書かれておりますので、そこは問題ないというふうに考えております。ここでいう給与計算に関しては、現地のスタッフ雇用に関してだというふうに考えておりますので、そこは虚偽に当たらないという理解で私はおります。

○徳田将仁委員 現地スタッフの給与計算をどのように行ったのか、今少しでいいので教えてください。

○仲里和之証人 ワシントンの類似する職種・職務の給与水準を確認いたしまして、この本人と契約する際には、その水準をある程度提示をしてですね、お互いで合意をして確認をしてやっております、日々の計算に関しましては、こちらのほうはワシントンコア社に委託をして、細かい雇用保険ですとか、そういう計算をしていただいて、支給をしていたという形になっております。

○徳田将仁委員 それはあなた御自身がやっていたってことは間違いないですね。

○仲里和之証人 この計算に関しては、ワシントンコア社のほうに委託をして実施をしております。

○徳田将仁委員 ワシントンコア社には、仲里さんが指示をして、計算をさせていたという認識でよろしいですか。

○仲里和之証人 明確に指示をしたということはちょっと記憶にはございませんけれども、当然事務所の事務としてですね、その沖縄県からの委託の範囲の中で、ワシントン事務所の現地スタッフの給与に関するサポートをやっていたくという形で委託をされておりますので、当然その部分に関しては、その委託の範囲、委託の業務の中でワシントンコア社にやっていただいたというふうなことでございます。

○徳田将仁委員 弁護士とのメールですね、情報を移民局に適切に提出することだけでとあるんですけど。この機能を管理していないなど事実が誤っている場合は、L 1 ビザの資格を失う可能性があると言われていたんですけど、事実を全て伝えていますか。

○仲里和之証人 伝えているというふうに認識しております。

○徳田将仁委員 どういうふうに事実を伝えているんですか。

○仲里和之証人 ビザを申請するこの内容に関してはですね、ワシントン事務所の活動の内容ですとか、例えば今、議論になっております現地スタッフの雇用であったり、勤怠管理、そういったことに関しては、事務所のほうでやっておりますので、そのような、仮定として、私に全くの権限がなければこのビザは適当ではないのではないかという質問に対して、そうではないというふうに私は認識をしているところでございます。

○徳田将仁委員 アレックス弁護士から、あなたのL 1 ビザの継続資格について懸念を抱いていますというのがあるんですけど、もしこれが事実であればあなたのビザを証明することは困難でしょうという回答があるんですけど、この困難という判断を受けたのは、なぜだと思います。

○仲里和之証人 これは現に私のビザが困難ということではなくて、仮定の話として——第三者調査検証委員会の委員の方からの質問がちょっと黒塗りになっているので分かりにくいと思いますが、もし、申請者が何の権限もなくビザを取得しているのであれば、これは——この有効ですかという質問だったというふうに記憶していますけれども、そうであれば、当然認められないものだというので、ミハエル弁護士は回答しているというのでございます。

○徳田将仁委員 伝えたこの仮定の場所でも何でもいいんですけど、その部分がとっても重要なんですけど、この百条委員会に黒塗りで提出されているんですよ。それはもちろん御自身も知っていると思うんですけど。これは仲里さんも伏せたほうがいいという内容なのか、それとも、県がやったのか教えてください。

○仲里和之証人 私のメールのやり取りを執行部に提出するに当たっては、全て開示していいというふうを考えて提出をしております。ただ、執行部のほうで、一定の情報保護の観点からですね、そういった判断がなされたということだと思いますので、その判断に関して私が何か意見をすることはありません。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくをお願いします。

今回のこのワシントンDCオフィス社については、当初のほうで事務的な瑕疵、ミスが発覚して、その後10年続いてきたというような内容なんです。仲里さん本人は、駐在員としてのロビー活動がかなうのは、アメリカでいう法人組織、いわゆるもう、株式会社を設立しないことには、そこで活動がかなわないということが、結果が出ているんですが、会社としての設立の中で活動しているという認識は——4年から6年ですか、そういう認識の下に活動されていたということなんでしょうか。その辺を伺います。

○仲里和之証人 私が赴任する時点ではですね、当然何らかの現地法人が設置されているであろうということで考えておりました。ただ、これが株式を発行して営利企業だということに関しては、その時点で分からなくて、ただ分からなかったからいいということではないと思います。私自身もそれを知り得る立場にあったということは考えているところです。その令和6年10月にこの問題が出てきたときに、初めて株式を発行しているということを知った次第です。

○仲宗根悟委員 来ていただく参考人ですとか証人の方々、執行部の皆様ですね、関わった方々は、今仲里さんがおっしゃったような形で、ずっと最初スタートはそうであろうと、ずっとこうきてこれを踏襲しながら業務を続けてきたと。ところが、会社としての登録があるのに県が怠っていたというような内容なんです。設立の問題が10年もの間、運営に疑義を持たれて、公務に対する信頼を損ねる結果を招いてしまって、ワシントン駐在員事業が継続できなくなったという事態になっているわけなんですけども、こういったことをどのように受け止めていらっしゃるのかですね、最後にそれをお聞かせ願えませんか。

○仲里和之証人 私自身この問題が判明した以降ですね、いろいろと過去の経緯を調べる中で、大変大きな、行政のですね、手続が欠落していたというところで県民の皆様、そして県民を代表する議会に対しても、沖縄県の信用を非常に大きく傷つけて、失墜してしまったということに関して、大変残念ですし、私自身も関係者の一人として、重く受け止めております。大変申し訳ないことだったというふうに考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、高橋真委員。

○高橋真委員 仲里さん、よろしくお願いいたします。

私は本庁とのやり取りの件で少しお尋ねしたいと考えております。いわゆるこの駐在職員をされていた令和4年から令和6年まで、所長として、株式会社だとは分からなかったと先ほど証言をいただきましたが、この県から明確な委任がないまま、いわゆる無権限で法人の株主総会とかを開いて議決権を行使していたんでしょうか、お伺いいたします。

○仲里和之証人 結論から言いますと、結果的にはそのような形になっていたというふうに考えております。

○高橋真委員 ということは、そのときの対応は違法であり不適切だったと認識はおありですか、お伺いいたします。

○仲里和之証人 違法かどうかという判断をちょっと私のほうで分かりかねますけれども、適切ではなかったというふうに考えております。

○高橋真委員 それでは、法人の基本的なこの会計帳簿とかが作成をされておられませんでした。また、議会への報告も一度も行われていなかったという実態がありまして、それは所長として、当時は把握をしておりましたか、お伺いいたします。

○仲里和之証人 基本的に株式会社ということを認識はございませんでしたので、その手続を取ることで、考えが及ばなかったということでございます。

○高橋真委員 では、今の認識からいくと、当時は地方自治法違反の状態だっ

た、そういう認識でありますか、お伺いいたします。

○仲里和之証人 今振り返れば、地方自治法に適した手続ではなかったというふうに深く反省しております。

○高橋真委員 その後令和7年2月に、過去に遡って経営状況報告が作成をされたということでもありますけど、これは事後的なものとしてですね、書類作成に当たって、仲里証人はどのように関与しましたか、お伺いいたします。

○仲里和之証人 事務所の決算、P L、B Sに関してはですね、事務所の資金の出し入れというのは基本的には事務所の口座で管理をしておりましたので、過去に遡って事務所の口座をチェックしまして、私どもが委託をしている会計事務所のほうにですね、P LとB Sを毎年度の分を作成していただいて、それを決算として、事務所の職員とコア社にも確認して、提出させていただいたということでございます。

○高橋真委員 その際、本庁側からはどのような指示があつて、そのような対応をされたんですか。

○仲里和之証人 事務所の設置の手続が取られていなかったということで、本来必要であった議会の報告がずっとなされていないので、毎年度の決算を提出してくださいという形で指示を受けまして、それでこちらの事務所のほうで対応したという形になっております。

○高橋真委員 その指示を受けたときに、仲里証人は、この決算書を遡って作るという行為に対して、どのような認識でしたか。

○仲里和之証人 現地の法律事務所、会計事務所に確認したところ、株主が1人の場合で、株主がその経営状況を確認できるのであれば、現地の法律上は決算報告は必要ないというふうに言われていたんですけども、これはあくまでもアメリカ国内の話であつて、日本の法律、地方自治法に照らしてですね、これやるべきことを怠っていたという認識でしたので、これはしっかりと対応しないといけないというふうな認識でございました。

○高橋真委員 もう一つ、公務員が営利企業の役員を兼ねる際に必要な営利企

業従事許可が長年取られていなかったということで、令和6年12月になってから事後的に承認されたということであります。赴任した令和4年から令和6年の12月までの間、仲里証人は無許可の違法状態で、米国の株式会社の役員に就任していたという認識はありますでしょうか。

○仲里和之証人 現時点で振り返れば、そのような認識だというふうに考えております。

○高橋真委員 では、法令違反の状態について、赴任前に人事課とか知事公室から何らかの説明とか指導はありましたでしょうか、お伺いいたします。

○仲里和之証人 そのような説明はございませんでした。

○高橋真委員 では、これまでの仲里証人は、不適切な実態があったということとを事後的に知ったということでありますけど、それは、引継ぎとかも含めて、いわゆる前任者を踏襲した業務を行っていたのか。それともあるいは本庁から指示や指導が全くない状態で、そういう不適切な状態を引き継いだのか、どちらだったんでしょうか、お伺いいたします。

○仲里和之証人 基本的には今、委員がおっしゃられた両方だと思います。前任からの引継ぎも事務所の体制であったり、身分に関しての話はございませんでしたし、赴任に当たって、本庁から何らかの話があったということもございませんでした。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 仲里さん、よろしくお願いいたします。

先ほどからの質問の中では、やはり現地では権限があったと。ビザ申請の問題もあるし、職務権限があったというお話なんですけれども、FARA報告や税務申告はやはり確認が必要だと思います。税務申告自体は、暦年でやってましたから、その確認はどのように行われて、これでいいってゴーサインをどのように出されましたか。

○仲里和之証人 FARA報告に関しては、現地の弁護士事務所、それから、

税務申告に関しては会計事務所に委託をして、沖縄県からワシントンコア社への委託の中で業務を委託していきましたが——年に2回のF A R A報告、それから事務所の税務申告に関しては、それぞれで資料作成をしていただいて、例えばF A R A報告であればその活動の内容を報告しますので——基本的にはこういったところにアプローチをしましたという一覧を事務所のほうで全部を出して、法律事務所のほうで報告の形に作成をしていただいたものを最終確認をするという手続きがございます。

それから、申告のほうも会計事務所で1回作っていただいた申告書を私たちのほうで、事務所の口座で出入りがあった分が間違いなく申告されているかということをチェックした上でサインをして、申告していたという形になっております。

○宮里洋史委員 この2つの部分、本庁にどのように報告されましたか。

○仲里和之証人 私たちから、このF A R A報告であったりとか、税務申告に関して直接本庁に報告するということは、私の記憶ではなかったかというふうに考えております。最終的に委託事業の中で、F A R A報告、あるいは税務申告がなされたということを、委託事業の中で、本庁のほうには確認していただいていたというような形だったと考えております。

○宮里洋史委員 先ほども重複しますが——ビザの中に書かれている秘書課長とか、広報課長とかに、社長として、業務として指示、命令したことがありますか。

○仲里和之証人 上下という感覚は特に持っておりませんでしたけれども、例えば、知事の訪米時期をいつにするのかとか、広報課に関しては、こういった形でプレスリリースしていくのかといったところに関して、私たちの現場の意見をお伝えして、そのようなある程度、意思決定、合意形成をしていたという形にはなるのかなと思います。先ほど私が答弁した中で、県の役職上、私が例えば、本庁の課長に何かを指示するという権限はございませんけれども、ビザの中の説明にはサポーティングチームと言う表現もありまして、広くその事務所が、親組織と組織の中で事務所が単独でやっているのではなくて、事務所の活動に関しては、親組織のほうとも十分に連携をしながらやっているということを説明しているというように認識をしております。

○宮里洋史委員 ワシントン駐在での入出金の管理は行っていましたか。

○仲里和之証人 最終的には事務所のほうで確認をしておりました。事務所の口座に関しては、基本的には現地スタッフの雇用、給与ですね、それから雇用保険の支払い、あと家賃の支払い、それからマーキュリーへの支払いという形で、基本的に設定とか手続はコア社さんをお願いをしていただいていますけれども、最終的な出入金の確認というのは、事務所のほうでも、時々チェックをしておりました。

○宮里洋史委員 今家賃の支払いとおっしゃいました。家賃の支払いは委託料の中に入っているのを私たち確認してます。250万の家賃を払うのに500万の委託料つけてます。そこにも権限があったと。あなたは社長として、500万円の支出があるのを把握されていましたか。

○仲里和之証人 すみません。今200万とか500万っていうところの数字に関して、今どのような数字なのかっていうのを把握できておりません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から家賃の支払いに委託料から幾ら支払われていたか把握していたのかの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里和之証人。

○仲里和之証人 すみません。家賃の契約に関して私のほうで、不動産のほうとやっておりますので、月額幾らかというのは把握しておりますので、その意味で毎月そういう家賃が払われているということは承知をしておりますけれども、コア社と本庁の間での委託でどのような、このやり取りがあったかというところまでは、把握をしておりませんでした。

○宮里洋史委員 家賃の契約者はどなたでした。

○仲里和之証人 基本的には私のほうで、契約していたと思います。

○宮里洋史委員 一連の質問の中で仲里さんはあくまで社長として権限があったと、D C オフィス社は私が回していたというお話だと思います。それで間違いないですね。

○仲里和之証人 当然本庁とやり取りをしながらでありますけれども、日々の活動に関しては、私たちの裁量でやっていたというふうに認識をしております。

○宮里洋史委員 社長としての裁量でというお話ですけども、これまで令和5年現在末ですよ。令和6年入っていません。それまで2億円の赤字があるわけですよ。仲里さんが就任してから令和4年でも日本円でいうと2648万円、150円レートで、令和5年でも3360万円の赤字なんですよ。これは、仲里さんが——ここ慎重に答えてください、仲里さんがよしとして、申告書にサインをしていたということによろしいですね、この決算は。あなたの権限で決めたんですよ。

○仲里和之証人 決裁に関してはD C オフィス社の決算ですので、最終的な責任は私にあるというふうに考えております。

○宮里洋史委員 あなたは県の駐在職員でありながら、2つの身分を兼ねるといってんちんかんな答弁を執行部は行っておりますけれども、社長も兼ねていたと。新たな県の委託事業という内容のお金の流れを知っておいて、この赤字を是としたということによろしいですね、2つの身分があるわけですよ。社長としてはもうこういう決算だとかしようがないって署名しましたけども、あなたは県の公務員でもありますよね。あなたは、ここが一番大事なのは、本庁は株式会社って知らなかったから、決算報告書も提出していないってずっと言っているんです。歴代所長は株式会社と知って税務申告署名もした、赤字も垂れ流しても知っていた。これみんな歴代所長の責任になるんですか。そこを聞いてます。報告していたんじゃないですか、本当は。本当のことを言ってください。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、証人から質問の趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里和之証人。

○仲里和之証人 私の認識としてはですね、株式会社という認識が令和6年の10月まではございませんでしたので、赤字ということで——ワシントンDCオフィス社が赤字を垂れ流しているという認識はございませんでした。DCオフィス社というのは、沖縄県の施策に基づいて設置をされておりまして、基本的には利益を上げることはございませんし、プロフィットセンターではなくてコストセンターですので、必要な経費を委託の中で活用して、活動していたということですので——答えになっているかどうかちょっと分かりませんけれども、私自身が赤字を出しているというふうなことはですね——外形的にはそういう形にはなるというふうに思いますけれども、そういった認識は、大変申し訳ないんですけど、持っていなかったということでございます。

○宮里洋史委員 仲里さん、それでは証言が食い違うと思うんですよ。これまでは社長として権限があるんだって私たちにずっと説明しているんですよ、ビザ上。何で急に株式会社知らなかったって答弁になるんですか、教えてください。

○仲里和之証人 ここはもう事実を述べるしかないと思いますけども、私としてその株式会社を認識したのは、令和6年の10月でございます。先ほどの私の権限があるというのは、株式会社の権限というかですね、DCオフィス社として日々の活動に関して裁量があったというふうにお伝えをしているところです。

○宮里洋史委員 税務申告に確認を行って、オーケーを出したと答弁もございました。税務申告を見れば赤字なのは明確だと思いますけども、それは赤字じゃないっていう意味で捉えたんですか。誰の申告だと思ってたんですか、教えてください。

○仲里和之証人 もちろんワシントンDCオフィス社の申告で——私の責任でサインしたということでございます。ここはちょっと私の認識が十分足りてなかったということで深く反省をしておりますけれども、赤字ということよりは、日々、毎年活動した予算がこれぐらいだったということを申告していて、そこから利益が発生していないということを、ゼロ申告をしていたという形

で、私は認識をしていました。

○宮里洋史委員 申告をしていて、マイナス申告しているのも知っていたのに、法人という形態は負わなかった、法人と知らなかった。株式会社と知らなかったという答弁でよろしいですね。

○仲里和之証人 先ほど申し上げましたとおり、私の認識が十分でなかったということで深く反省をしております。

○宮里洋史委員 この申告は、本庁には報告していないということでよろしいですね。

○仲里和之証人 私が記憶する範囲で、申告書を本庁のほうに提出したということはございません。

○宮里洋史委員 弁護士との契約について確認します。あの契約は、当時、閉鎖するとき解約しましたか。

○仲里和之証人 これは執行部のほうに確認をしていただければと思いますけれども、する準備をしていたというふうに認識しています。今それを解約したかどうかという、私のほうでは今認識をしておりません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から明確に答弁してほしいとの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里和之証人。

○仲里和之証人 私の記憶が間違っていなければですね、平安山氏がシュルマン・ロジャース社と契約をしたのは、ワシントンオフィス社ではなくてですね、沖縄県の参事監という形でサインをしていたというふうに認識をしておりますので、この解約に関して、沖縄県がやるべきじゃないかというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から事務所を閉鎖するときに契約を解除しなかったのかと確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里和之証人。

○仲里和之証人 令和7年度に入りまして、事務所閉鎖のためですね、法律事務所と会計事務所との契約を改めて、県とシュルマン・ロジャースとそれぞれの事務所と、あと私、現地法人の代表として契約をしております。その中で、事務所閉鎖に関する手続に関して、一連の委託をさせていただいておりますので、それが終了した完了報告はいただいておりますので、その部分に関しては完了をしているということです。議会のほうからも確認があつて、2015年、それから2020年のそれぞれの契約に関しても、生きている状態ではないかという疑義がございましたので、それぞれの事務所に確認をして、手続を取るということは、ステップは踏んでいるということでございます。

○宮里洋史委員 委託で閉鎖したみたいな答弁だと捉えておりますけれども、仲里さんが一番の権限がある社長であるDCオフィス社なのに、その完了をしっかりと確認できていないということではよろしいですね。

○仲里和之証人 法律事務所のクラカワ弁護士、それから移民事務所の弁護士アレックスさんとは、この契約に関しては、事務所の閉鎖をもって終了をしているというものの確認はしております。ただ、書面では行っていませんでしたので、これに関しては、執行部、基地対策課のほうからですね、手続を取るようということで、今進めているというふうに認識をしております。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 仲里さん、よろしくお願いします。

私からこのビザの件なんですけれども、この委員会の中でも、L1ビザのものということで、いろいろ指摘を受けていますけれども、L1ビザを得るための資格というのはどういったものがあるんでしょうか。今回のワシントン駐在の事務所において、この資格という論点が合致しているのか、御説明お願いし

ます。

○仲里和之証人 L 1 ビザというのは社内転勤というか——海外の本社からアメリカ国内の関連会社、子会社に異動するに当たって申請するビザというふうに認識しておりますけれども、その要件としては本社で1年以上、直近3年の間に1年以上経験を持つ者であって、あとLビザに関しては、管理者という形になっていますので、ある程度その管理能力のある人物が、アメリカの法人で業務をするということが、要件になっているというふうに理解をしております。

○玉城健一郎委員 この委員会の中で、よく指摘されていたのが、結局この申請書類の中で、沖縄県に雇用されている関係ではないというところ、一言があって——訳なのかなのかなのか分かりませんが、そういったところが指摘されていますけれども、今回このL 1 ビザに必要な雇用関係、例えば賃金の関係が必要なのか、それともこの実態としての状況が必要なのか、そういったあたりの説明をお願いします。

○仲里和之証人 移民弁護士との確認の中で私ども理解しておりますのは、給与が本社から払われているのか、現地法人から払われているのかというのはL 1 ビザの要件ではないというふうに確認をしております。

ただ、L 1 ビザは基本的には就労ビザですので、アメリカ国内でしっかりとした受皿の下にですね、実態のある活動をしているということを証明しなければいけないということがございます。それに当たって——私たちの場合ですと、DCオフィス社が就労するL 1 ビザ取得者に対する管理監督の権限があるということが、そのL 1 ビザの大きな要件というふうになっております。

○玉城健一郎委員 今回のL 1 ビザ、例えばこのワシントン事務所においてのL 1 ビザの要件としては、所長だったり副所長というのは、この事務所の総括だったり管理運営をしているというところが、要件に合致しているという認識でいいですか。

○仲里和之証人 そのとおりだというふうに認識しております。例えば、ローカルスタッフの雇用ですとか、そういった者の管理をしっかりとしているかということも、一つの要件という形になっていると認識しております。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

もう一点なんですけど、この非弁行為とかというのをよく指摘されていて、これ調査検証委員会でも言われていて、ワシントンコア社が全部総括で受けているから、例えばシュルマン・ロジャースさんだったりとか、この弁護士事務所に対して非弁行為じゃないかということがありますが、こういったものに対して、今その仲里さんの認識をお伺いしてもいいですか。

○仲里和之証人　非弁行為に関しては県の報告書でも整理をしていたかと思いますが、基本的にワシントンコア社が、何らかの法律のアドバイスをしていたということではなかったというふうに認識しております。私たちも、この疑義が生じた際にですね、それぞれの弁護士事務所には確認をして、これが非弁行為に当たるのかということに関しては、それは当たらないという形で、御回答いただいていたので、基本的には問題がないというふうに考えております。

○玉城健一郎委員　報告書の中でもありますワシントンコア社というのが翻訳のあれだったりとか、やり取りの部分の中で話はしていて、法律的な助言だったりとか法律的にどういったふうに話すっていうのは、所長だったりとか本庁だったりそういったところでやっているっていうことは分かるんですけども、指摘されているものに関して、当たらないっていうのは、やはりワシントンコア社から法的な助言を伺ったこともないし、聞いたこともないっていうところは、所長としても経験としてあるということでしょうか。

○仲里和之証人　この問題が出て以降ですね、私どもこの法律的に適法性なのかどうかということを確認するに当たって、ワシントンコア社を通じて、いただいている見解というのは、基本的には弁護士の見解だったということで、それを繰入れサービスではありませんけども、翻訳だったり、このいただいた解釈をお伝えしていただいているという認識でございました。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

ほかの委員もありますけれども、これで終わりますけれども、今回のものというのは、仲宗根委員からもお話がありましたが、最初の初期の手続の行き違いというものが大きな問題となって、仲里さんのところまで来たと思いますけれども、最初の手続、いろいろな報告書がある中で、手続がしっかりしていれば、こういった問題っていうのは、私は起こらなかったと思うんですけど

も、その点いかがでしょうか。

○仲里和之証人 そこはもう県職員として、深く反省するところだと思います。現場と本庁とのコミュニケーションが十分できていなかった、法令の認識は私も含めてですけれども、不十分なところが多くあったということで、現地の駐在所という認識だったのかもしれませんが、この法人設置が国内で地方自治法に照らしてどのような手続が必要だったかっていうことを十分に検討できずに決裁、意思決定ができていなかったということは、非常に大きな問題だったというふうに考えておりまして、そこは大変重く受け止めております。

○玉城健一郎委員 続きまして、下地康教委員。

○下地康教委員 今日はどうも出席いただきましてありがとうございます。

まずですね、L 1 ビザの取得の目的とその条件をちょっとお聞かせいただけますか。

○仲里和之証人 L 1 ビザはアメリカで就労するためのビザですので、沖縄県の職員がワシントンにおいて活動するに当たって、必要なビザというふうに認識をしております。要件につきましては、先ほど申し上げましたけれども、親組織から子組織への転勤と異動という形ですので、基本的には派遣元、親会社で1年以上、直近3年で1年以上の経験があること、それから現地である程度マネジメントができる、そういった実績を持っている人間という形で要件が設定されていたというふうに理解をしております。

○下地康教委員 それでは、現地に子会社があるという条件ですよね、L 1 ビザの条件は。それではL 1 ビザを申請するときに現地に子会社があるということは、御存じだったんじゃないですか。

○仲里和之証人 現地法人があるということは理解をしておりましたけれども、それが株式会社という認識は当時はございませんでした。

○下地康教委員 これL 1 ビザの条件としては、現地法人と言いますけれども、これ株式会社であるのか、現地法人であるのかというのは、区別というのはどういうふうに考えてますか。

○仲里和之証人 これは必ずしも私の理解では株式会社である必要ないというふうに考えております。非営利法人でもL1ビザを取得しているケースはあるというふうに認識をしております。

○下地康教委員 弁護士事務所、クラカワーさんと県が実際、会社に関するやり取りをしたということは、御存じなかったんですか。

○仲里和之証人 私が赴任した当時はですね、設立当時の状況というのは全く承知をしておりませんでした。

○下地康教委員 これは引継ぎ事項としてしっかりと引き継がれることではありませんか。

○仲里和之証人 もしそのような問題があるということであれば、引継ぎをされるべきだったというふうに考えております。実際にありますので、前任も恐らくそれを知らなかったのかもしれませんが、そういった引継ぎがなかったということでございます。

○下地康教委員 前任者もその理解がなかったというふうに理解してますか。

○仲里和之証人 すみません。今ちょっと私、不適切だったと思います。前任者がどのような認識を持っていたかというのは、私から申し上げることではないと思っております。

○下地康教委員 それなら引継ぎ事項としてあるべきだという理解でよろしいですか。

○仲里和之証人 もしそういう問題があるのであれば、当然引継ぎをして、対応していくということが通常だと思っております。

○下地康教委員 これ問題ではないんですよ。要するに実態ですよ。これ実態が引き継がれなかったということは、逆にそれ自体が問題じゃないですか。どうですか。

○仲里和之証人 今振り返るとそのような形になっているというふうに認識をしております。

○下地康教委員 それではですね、仲里さんのワシントン事務所での職員、肩書というのはどういうものでしょう。

○仲里和之証人 DCオフィス社では、プレジデントという肩書になっておりました。

○下地康教委員 日本ではどういうふうな理解でよろしいですか。理解すればいいんですか。

○仲里和之証人 プレジデント、様々な訳し方があると思いますけれども、DCオフィス社、株式会社ということであれば代表者、社長という形になるかと思っています。

○下地康教委員 県の報告書ではですね、2024年6月に報告されたワシントン事務所の駐在活動の報告書。これ駐在となっているんですね。駐在所、なぜ駐在所と言わないんですか。

○仲里和之証人 その点に関して私のほうで答えられる、ちょっと理解できておりません。

○下地康教委員 先ほどの答弁では、駐在所の所長とか、そういった文言が発言が出てますけれども、これ所長っていうのは適切なんですか。

○仲里和之証人 私の現地に赴任してからの認識としては、沖縄県の業務をしているということですね、今考えれば不十分だったかもしれませんが、ワシントン事務所の所長という形で、対外的にも、そういう形で活動しておりました。

○下地康教委員 所長というのであれば、駐在所が存在するという理解でよろしいですか。

○仲里和之証人 駐在所なのか、現地法人なのかっていうところの定義につい

ては、ちょっと私のほうで十分にそしゃくをして、答えられる、ちょっと今、形ではございません。

○下地康教委員 それとですね、ワシントン事務所の業務に関しては、再委託というものが出てきますけれども、これワシントン事務所に関する様々な費用が再委託によって、委託先から出資されてますね。これはなぜそういう形態を取ったと思われますか。

○仲里和之証人 私の理解ではこの委託に関しては、ワシントン駐在の現地での活動、運用の支援という形になっておりますけれども、受託者のワシントンコア社が1から10まで全てができるということではないというふうに思いますので、当然そういう法的なものであったりですとか、そういったものに関しては、再委託をして、適正なサービスを提供するという形になっていたことから再委託をしていたのではないかというふうに考えます。

○下地康教委員 高橋議員への先ほどの答弁ではですね、事務所の口座で資金の出し入れを行っていたという、そういう答弁を聞いたというふうに理解してはありますが、これ事務所には出納権限はなかったはずなんですけど、どうなんですか。

○仲里和之証人 これも議会でずっと議論されているように、ワシントン事務所には県でいう出納員というのは、置かれてはおりませんでした。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から事務所口座からの資金の出し入れの実態と出納権限がなかったという答弁は矛盾しないかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
仲里和之証人。

○仲里和之証人 ちょっと私の説明が十分ではないかもしれませんが、ワシントン事務所の口座の、例えば、現地スタッフの給与ですとか、あと雇用保険の支払い、あと家賃の支払いというのは、基本的には自動引き落としのような形でされていますので、私たちのほうが一件一件作業を行ったということ

ではございませんでした。私が先ほど資金の出入りがあったというのは、あくまでもそれを確認をしていたという形であります。あと、マーキュリー社への委託料に関しましては、小切手を払出しておりますので、それは事務所の職員でやっていたという形になっております。ちょっとその辺の説明と、これまでの執行部、あるいは私の説明が矛盾しているということであれば、ちょっと私の説明が不十分だったかもしれません。

○下地康教委員 最後にはですね、ワシントン事務所には、ワシントン事務所の口座が存在したのかどうか、それ確認だけしてください。

○仲里和之証人 ワシントンDCオフィス社の名義で口座はございました。

○下地康教委員 それでは先ほども申し上げましたけれども、事務所が出納の権限がないということは、答弁が相反するんじゃないかなというふうに思いますけれども、それどうですか。

○仲里和之証人 ここでいう出納員というのは沖縄県の予算を分任して、直接、沖縄県の予算を管理するという意味での出納員ですので、特に私の説明が矛盾しているというふうには理解をしておりません。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

この間、たくさんの証人尋問を聞いていてですね、この問題は、やはり設立当初、現地の初代所長、副所長、そして本庁も、何らかの法人設立の必要性は理解をしていた。ただし、それが株式会社という形態であったっていうことは、当時はみんな分かっていなかった。これが一番大きな問題だと思うんですね。

仲里さんにお聞きしたいのは、そうであっても、仲里さんが就任して以降ですね、気づくきっかけはなかったのかっていう観点で幾つか質問させてください。

ほかの委員からも指摘あったんですけど、例えばこのL1ビザは就労ビザですよ。それを申請する際に、これは株式会社じゃないのかというふうに気づくことはできなかったのか。またそれはなぜなのか。教えてください。

○仲里和之証人 私が赴任する際にはですね、先にD Cオフィス社のほうで、米国のほうで手続をして、その資料が送られてきたと。送られてきたのが3月頃だったと思うんですけれども、なるべく早めにビザを申請して、できるだけ4月に行きたいということで、正直なところ、十分な読み込みができてなかったのかもしれませんが。そういったところですね、その中では株式会社という、私の記憶ではなかったと思いますけれども、確認をすることができたのかもしれませんが。

○比嘉瑞己委員 先ほどの答弁の中で、その申請の中でも、給与は県からもらうということも書いてあるし、サポートチームであるっていうこともビザには書いてある。そういう申告の仕方だと、確かに営利企業としての就労ビザを申告するっていうふうには読み込めないと思うんですけれども、——その点はどう思ってますか。

○仲里和之証人 基本的にビザの申請の中に株式会社であるということに関しでの情報は、なかなか読めないところかなというところがございます。ですので、組織に対する問題意識をもう少し持ってれば、これはどういう経緯で設置されたのかとか、そういったところまで思いが及ぶのかもしれませんが、当時ビザを早く取って、赴任したいということでですね、そこに関する考え方というのは、そこまで深く考えていなかったかもしれません。

○比嘉瑞己委員 次に税務申告のお話もありました。株式会社だから税務申告するのかっていう話だと思うんですけれども、何のために税務申告はするんですか。

○仲里和之証人 アメリカ国内で法人を設置しているということがありますので、これは基本的に税務申告というのは、営利非営利にかかわらずするべきものだというふうに認識をしております。

○比嘉瑞己委員 確認ですが、仲里さんの就任中のこの申告というのは、あくまで、非営利として、法人としての申告であり、株式会社という認識ではなかった、そのような理解でいいですか。

○仲里和之証人 少なくとも株式会社であるという認識で申告をしてはおりませんでした。

○比嘉瑞己委員 そうしたことを合わせるとですね、営利企業の従事許可というのを、申告の必要性に気づくことができないことになってしまったのかなと思うんですけども、その点についてはどう思っていますか。

○仲里和之証人 日々の活動自体が何か営利を生むような活動では、当然ありませんでしたし、私たちがやっている業務というのは、沖縄県の行政の中で、基地負担の軽減という形でやっているということでしたので、そもそも営利企業というですね、ワシントンDCオフィス社が営利企業という認識は持ち合わせていなかったというのが、正直なところでございます。

○比嘉瑞己委員 そうしたことをアドバイスした向こうの弁護士とかからですね、こういう理由で、私の言葉で形式上の株式会社としての取得だったのかなというふうに思うんですけど、そういうことだよってという説明は、向こうのほうではなかったんですかね。

○仲里和之証人 この点に関してはですね、令和6年10月にこの問題が明らかになって以降の確認でありますけれども、当時のお話を確認させていただいた中では、まずはアメリカでFARA登録をしてですね、公的な議員さんであったり、政府に対して何らかの働きかけをする際には、FARA登録が必要だと。それに当たっては、非営利では難しいと。あと税務の部分に関しても、営利企業であっても利益を上げていないということであれば、税の面でも特に何か課税されるということがないということで、様々な要因を検討した結果、この方式を採用したというふうな説明を受けておりました。

○比嘉瑞己委員 それは設立のときの話ではなくて、あくまで県議会のほうでこの問題が指摘されて、その後の確認の中で知ったということでしょうか。

○仲里和之証人 そのとおりです。

○比嘉瑞己委員 終わります。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、大浜一郎委員。

○大浜一郎委員　お願いします。

県はワシントンDCオフィス社について、米国の会計処理、米国の法人制度上は問題ないというふうなことで、あるいは清算手続は適正だったというような答弁をもらっています。しかし、私が問題にしているのはですね、アメリカの法人や税務上の形式的な清算がどうだったかっていう問題じゃなくてですね、沖縄県の公金が100%、所有する米国の法人がありながらですね、平成27年度設立以降、毎年度の経営状況を説明する書類が議会に提出されてなかった。DCオフィス社を報告していなかったと今おっしゃった。このことが地方自治法の公金会計として、これ許されることなのかと。それについての認識はどうなんですか。

○仲里和之証人　基本的にその手続がなされていなかったということに関しては、不適切だったというふうに考えております。

○大浜一郎委員　これ大変不適切どころの話じゃないんですよ。このワシントン事務所の閉鎖を――議会が事業費を認めなかったことを受けた、これ行政判断としては当然なんですよ。理解もしていますよ。

しかし、会社そのものの清算とこれは別の問題なんです。最後清算しましたからね、仲里さんが。本来であれば、これまでの未報告であった過年度の決算内容、委託料、再委託、法人の入出金、残高、資本勘定など整理をして、日本の自治法上、議会が検証できる形に直した上で、議会に報告した後に、清算処理の妥当性を問うというのが当然な行政の手続じゃないですか、どうですか。

○仲里和之証人　委員のおっしゃること私も十分、理解をしています。私のワシントンDCオフィス社としての手続としては、現地の法令に基づいて、現地の弁護士ともどのような手続が必要なのか、現地法人を解散、清算するに当たって、必要な手続は何なのかということで、その一点をですね、しっかりと間違いなくやろうということで、駐在の期間、4月から6月の間に手続をしております。日本国内で、議会に対する、その対応ということに関しては、しるべき手続を取らないといけないというふうには理解してはいますが、ちょっと私の範囲の中では、どうあるべきかということにはちょっとなかなかお答えしづらいところでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から所長には報告義務があったことを前提に質問しているとの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開します。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 私は米国法上の問題を言っているんじゃないんですよ、米国法上の清算を聞いているんじゃないんです。沖縄県の公金会計としてね、議会に報告すべきものを報告しないで、帳簿も不十分なまま、最後に清算したことが、適法なのかということを聞いているんです。だから米国法で法人を閉じることができても、県民への説明と議会の説明が全然なっていないということ、理解していますかってことです。

○仲里和之証人 もし、これ県民に対する説明、議会に対する説明が不十分ということであれば、しっかりとやらないといけないというふうに考えます。

○大浜一郎委員 考えますとおっしゃいますけどね。これ本当に、一旦清算したということで終わっているということになってくるとね、清算終了を先行させたこととしては、結果として、この違法性が疑われること、不適正な処理の検証を困難にしてしまう。ある意味そういうふうに見て取れるんですよ。清算したから分かりませんということだって言える可能性はあるんですよ。隠蔽する、やり方としてあるんですよ、こういうやり方。そういうことまで考えて、これから適切にやらないといけないという、理論的な整合性が僕はちょっと答弁からうかがえないんだけど、それでどうなんですか。

○仲里和之証人 何かを隠蔽するということであったりですとか、何か違法な行為をしているということは全く考えてないんですけども、繰り返しになりますけども、説明を引き続き、しっかりとしていく必要があるというふうに考えておりますし、事務所閉鎖に当たって、どのような手続を行ったのかですとか、求められる資料に関しては、全て提出して理解をしていただく必要があるというふうに考えております。

○大浜一郎委員 清算書類が今でも現存しているのかどうなのか、そして今後説明すると言うけど、どういう手段をもって説明していくのか。どういうふうな形で議会に今までのことを説明していくのかと、この在り方をね、しっかり

責任持ってできますか。執行部にそれを伝えてできるようになりますか。

○仲里和之証人　そういう形で努めていく必要だというふうに考えております。

○大浜一郎委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　続きまして、当山勝利委員。

○当山勝利委員　よろしくお願いします。

先ほどの清算手続は、米国ではきちんと米国法にのっとって清算手続を終えられたということでしょうか。

○仲里和之証人　会社法、それから会計関係に関しては、現地の専門家と調整をしながら進めておりましたので、適正に処理されているというふうに考えております。

○当山勝利委員　それは本庁側もきちんと認識して、それは確認されていることでしょうか。

○仲里和之証人　日々、連絡を取りながら今どういう状況でどういう書類が必要で、どういう手続が米国で必要だということは、逐一本庁とも連絡を取りながら、手続を進めさせていただきました。

○当山勝利委員　そのときの書類等は本庁も共有していますでしょうか。

○仲里和之証人　全て共有をしております。

○当山勝利委員　ということは本庁側で、県民に対する説明責任を果たすということであれば、それは可能であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○仲里和之証人　私が知り得る情報は全て本庁と共有をさせていただいておりますので、そのような形で手続ができると思っております。

○当山勝利委員 分かりました。

それとですね、ちょっとこれまでのやり取りで聞きたいんですけども。まずワシントン駐在が持っていた責任、権限、どこまでが権限、本庁の権限、どこか線引きがあると思うんですけども。何がというのは答えられますか。

○仲里和之証人 ちょっとお答えしづらい、漠然とした形になってしまうかもしれないけれども、基本的にワシントン駐在の職責として、アメリカにおいて沖縄の情報をしっかりと伝えるということと、情報収集をしてフィードバックをします。それからその他交流の取組がございましたけれども、私たちの責務としてはそういった活動を現地のネットワークを広げながらやっていくことだというふうに考えております。

○当山勝利委員 現地での活動においてのこういう活動をするというのは、現地駐在として、それは可能であったということによろしいでしょうか。

○仲里和之証人 そのように理解をしております。

○当山勝利委員 例えば、清算手続とか、そういうのも現地駐在の責任であったということによろしいでしょうか。

○仲里和之証人 基本的に、ワシントンDCオフィス社に関わる日々の業務に関しては、ワシントンDCオフィス社、私たちのほうである程度、手続を行っていたというふうに理解をしております。

○当山勝利委員 そういう活動に対して報告しているので、本庁もきちんと把握していて、何かあったら本庁側の指示があったというふうに、認識していいですか。

○仲里和之証人 そのような認識でよいかと思います。

○当山勝利委員 分かりました。アレックス氏とのメールのやり取りが何度かされておりますけども、そのやり取りはなぜ行われたのでしょうか。

○仲里和之証人 基本的には本庁のほうからですね、様々な議会であったり、第三者検証委員会であったりの中から出てきた質問、疑義に対して、現地のほ

うで法律的な整合がどうなのかということで問い合わせるようにということで、指示がありましたので、現地の移民弁護士さんとのやり取りで照会をかけて確認をしたというようなやり取りとなっております。

○当山勝利委員 その確認というのは、新たな確認だったんでしょうか。それとも、以前からそれは認識していたけども、それを確実にするために確認をしたということでしょう。

○仲里和之証人 質問は結構幅広で多かったというふうに理解をしておりますので、基本的なところから、新たに出てきた疑問というところも当然あったと思いますけれども、一通りですね、確認をしておこうということで、質問をしたというふうに理解して、記憶をしております。

○当山勝利委員 その確認上、何か手続上ですね、株式会社、そういう手続とか瑕疵があったのはあるとして、L 1 ビザ、特にL 1 ビザの件とかに関して、何か瑕疵があったというのは見い出せたんでしょうか。

○仲里和之証人 私たちが確認した中では、L 1 ビザに関して特に大きな問題があったというふうには認識をしておりますでした。

○当山勝利委員 最終的には相手側がちょっと不快感を示すような、メッセージも投げかけられているんですけども、これやはりちょっとやり取りが多過ぎたということですかね。

○仲里和之証人 結構このメールを御覧になっている方、たくさん質問をさせていただいたというのもありますし、質問の中ではちょっとその英語の表現として、なぜあなたはそれをちゃんと確認しないのかみたいなですね、ニュアンスに取れるようなものもありましたので、私としてはしっかり事実をお答えしていただきたいということで、そこは心を砕いてしっかりと質問をさせていただいたというふうに考えております。

○当山勝利委員 分かりました。しっかりと向こうの法令上問題なく、ビザの手続もしたし、解散の手続も終えたということの認識で、最後、確認してよろしいですか。

○仲里和之証人 私としては、もろもろのですね米国における法令に関しては、当然弁護士事務所、移民弁護士、それから会計事務所の皆さんとやり取りをしながら、適正に行われていた、行われたというふうに考えております。

○当山勝利委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 仲里証人、よろしくお願いします。

私は質問事項の中から、ビザに関する弁護士とのやり取りについてお伺いいたします。そういった中で私もメールを拝見させていただきました。メールの中で当事務所の業務は必要な手続きをしっかりとやったというような、厳守してですね、法を厳守してやったというような、こういうやり取りがあります。そういった中で、仲里証人の先方へのメールの中でも、私たちのビザの在留資格の申請について問題がないことが明確になりましたという、その明確になったという部分の根拠としてどういうのが挙げられるとか、認識しているのか、お願いいたします。

○仲里和之証人 ちょっとメールの内容が少し手元にないので、正確ではないかもしれませんが、一番問題になったのは、ワシントンDCオフィス社で雇用関係があるのかということだったと思います。要件としてですね、こういった要件が必要だったのかっていうことを明確に弁護士のほうから確認をさせていただきましたので、移民法上の子会社で雇用されている状態というのが、私たちが現地で働いた状態とそごがないと、そういうふうに私は理解をしましたので、そのようなメールを、返事をしたということでございます。

○新垣光栄委員 私たちもこのワシントン事務所に行ったとき、しっかり説明をいただいてですね、現地のスタッフとも話をさせていただきました。そういった意味で雇用関係がしっかりしていて、問題ないということを確認されたということは、本当にもう、そういった意味でこのビザに関する申請に関しては、理解できました。そういった中で先ほど、情報のですね、文書は全部黒塗りもなくして、公開してもいいような内容ですよっていうことだったんですけども、私はその部分の中で、その情報は機密情報であり、そういう後書きのほうに書かれていますよね。公開を控えるようにしてくださいという趣旨があるんですけど。これを公開するに当たって、やっぱり米国には秘匿特権がある

と思います。日本の法律よりも強い部分があると思うんですけども、先方のこの相手にしっかり確認して、これは公開しているのかどうかですね。お願いします。問題ないのかですね。

○仲里和之証人 この百条委員会からの情報請求がありまして、私が執行部のほうにこのメールのやり取りを提出した際に、ミハイル弁護士にもこれ提出してもいいのでしょうかということで、確認はさせていただいております。ちょっと私の理解、あくまで私の理解なんですけども、黒塗りされている部分というのは第三者委員会の質問の部分だというふうに考えておりまして、そこは相手方があるということで、黒塗りになっているのかなと想像しているところでございます。

○新垣光栄委員 それでこのメールを出したことによって、相手側から訴えられるとか、そういうことはないのか、確認したのかということです。

○仲里和之証人 そのようなことはございません。

○新垣光栄委員 もう最後になりますけども、先輩方が積み重ねた実績の基に仲里証人が就任してから目覚ましくいろいろな情報が入ってきました。それは県民の代表としては、もう敬意を表しております。そういった意味でこのワシントン事務所、さらにですね、この今、株式会社だったり、駐在所だったりということもあるんですけども、そういった意味で、今後ワシントンで活動するに当たって、今の状態がベストなのか、さらにどのようなことをすれば、発展的にできるのか。その辺をちょっと教えていただきたい。

○仲里和之証人 今まだ百条委員会でこのような形で、議論がなされている中ですので、今後どのような形で、この問題がしっかりと整理をして、説明責任を果たしていくかっていうことがまず大事だと思っております。ささいながら、アメリカに、沖縄が置かれている現状を、日米両政府にしっかりと、情報発信をしていく。特にアメリカのほうにおきまして、私が駐在をして感じましたのは、なかなか沖縄の情報が届いていないというところもございましたので、どのような形になるか分かりませんが、この日米同盟、安全保障をしっかりとしていくためにも、沖縄の情報というのは、アメリカ側にしっかりとお伝えしていったって、いろいろな議論をし、沖縄側もその情報を収集しながらしていく必要は、大事なんではないかというふうに考えております。

○新垣光栄委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 仲里証人、よろしくお願いします。

先ほど、この件のきっかけが、初期の、設立当時のやるべき手続が不備だったことが、本来この調査委員会の解明すべきところだと思います。それ以降、内部手続を遅ればせながらではありますけれども、株式会社を認め、そこへ派遣するという人事上の手続を踏まえた、そういった仲里さんが現地にいるときに、当局と、そういったやり取りを踏まえて、ある意味で手続上は、初期のやるべき手続を踏んだ中でのそれ以後の清算手続を業務としてされたということではなかったかと思います。その件について、それを踏まえて、どういう今認識と、どんな問題点だったと、改めて確認したいと思います。

○仲里和之証人 沖縄県は一昨年ですか、12月に一連の意思決定がなされていなかったことを追認しているわけですがけれども、これはこの百条委員会でも常に言われておりますとおり、それで過去のこの不十分だったことが解消されているというわけではありませんので、この結果を、私、それから県職員一人一人がしっかりと教訓としてですね、襟を正してやっていかなければいけないというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 あとワシントン駐在の活動は、ある意味で、先輩方から引き継いで、先ほど決算上の集約、あるいは活動も詰めて、遡ってまとめて、本庁に届けるという作業をされたと思います。そうすると私たち自身もワシントン事務所を設置した目的、それが経験値も踏まえて、大分、沖縄の情報を向こうに伝えた、あそこの情報も収集でき、タイムリーに沖縄で起こる事件・事故、犯罪に対する県民の思いを伝えるという意味でとても大きな役割を果たしたかと思います。そのまとめた中でいうと、閉じるためのまとめでもあります。活動した先輩方の業績も含めてまとめられたかと思います。それについて、改めて振り返ってこの事務所の果たした役割、本人としてもそういった関わりをやったという点での認識について伺いたいと思います。

○仲里和之証人 私は令和4年から3年ちょっと駐在をさせていただきましたけれども、2015年からですね。当時から様々な経験を積み上げてきてネット

ワークを広げて、現地で活動してきていたというふうに考えております。そういった意味でも、今回の件で事務所が閉鎖になったということは大変県民の皆さんの信頼を損ねてしまって大変申し訳なかったと、大変非常に重く受け止めております。この問題が発覚して以降、様々な確認をする中で、どこが十分でなかったのか、どうすればよかったのかということを、私たち県のほうとしても、一つ一つ確認をして積み上げてきておりますので、そこをしっかりと引き続き説明をしていくということは、とても重要だというふうに思っております。先ほども申し上げましたとおり、ワシントン事務所、私の駐在が、果たしてきた役割というのが、今後どのような形で継続できるのか、同じような形でなくても、引き続き基地負担の軽減という沖縄県の大きな課題に対して、これまでの経験というのをしっかりと生かしていかないといけないというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 はい、ありがとうございました。
以上です。

○西銘啓史郎委員長 以上で、仲里証人に対する尋問は終了しました。
この際、仲里証人に対し委員会を代表して一言お礼を申し上げます。
本日はお忙しい中、御出席いただきまして心から感謝申し上げます。
仲里証人、ありがとうございました。
休憩いたします。

(休憩中に証人退席)

午前11時34分休憩

午後 1 時45分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、ワシントン駐在問題についてを議題といたします。本日は説明員として、知事公室長の出席を求めています。これより、ワシントン駐在問題について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 知事公室の皆様、よろしくお願いいたします。

まず、これまでの委員会からの要望書類とその提出状況をお伺いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

今年の3月3日に県議会議長名で記録提出請求書を頂いておりまして、その中で、請求を頂いている項目が7項目ございます。そのうち、6項目は既に提出をさせていただいておりますけれども、1項目この順番でいいますと、2番目ですね、歴代駐在職員と本庁職員とのメール全送受信という項目につきましては、今現在作業中ということでまだ提出に至っておりません。

以上です。

○宮里洋史委員 これまで証人尋問も、もう複数人やってきた中で、本庁はずっと知らないというお話をしてたんです。株式会社について知らないというお話をしていて、今日午前中の証人尋問でも、申告については知らないということだったんです。だからその本庁との駐在職員、ある一方では、予算は、担当職員と明確にやりましたという表現もあれば、ある一方では全然分かりません、コア社が報告していません、みたいな話があるわけですよ。ここをつなぐのがメールのやり取りなんですよね。我々も今、時期を示して、この百条委員会を取りまとめていく中で、メールがないとやはり閉め切れない部分があるんです。提出を断片的でもいいので、小出し、もう分かったところから随時でもいいんですけれども、これいつされる予定ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 提出が遅れておりまして大変申し訳ございません。ある年度については、非常に大量にある状況があって、それを確認をしているところなんですけれども、鋭意進めておりまして、進んできている状況ではございますので、できるだけ早く提出できるように努めたいと思います。

○宮里洋史委員 全部をまとめてではなくて、把握して確認した上で、ここから3か月とか1年とか、誰と誰のやり取りだけとかでも、出せますか。具体的に言うと、5月中に頂きたいんですよ。もう6月議会入っていきますので。それはいかがでしょう。

○玉元宏一郎基地対策課長 段階的にというお話かと思っておりますので、内部で少し検討させていただいて、できるだけそのような対応ができるように調整して

まいります。

○宮里洋史委員　どうかお願いします。

過去のメールが出てきているわけですね。10年前のメールが出てきているわけだから、その期間、特に直近の近い2年、3年、5年は必ずあるはずなんですね。それは提出できない理由はないと思うんですよ。なので、そこはもう我々6月を目指してやっているわけですから、執行部としての取組の強化もぜひお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。前回の本会議ですとね、追認で遡って治癒されるものではないという答弁がありましたけれども、それ改めて説明をお願いします。どういったことが治癒できて、どういったことが治癒できなかったのかという。

○玉元宏一郎基地対策課長　令和6年12月の我々が追認として御説明させていただいていることだと思いますけれども、前回の百条委員会で申し上げたのは、この追認という行為をすることによって、平成27年度に文書による手続が行われて、意思決定が行われていなかったという事実がなくなって、全てそのときから遡ってオーケーになるということではないということによって申し上げます。この追認という行為をすることで、得られた効果というのは、まず、前提といいますか、この文書による意思決定がされてなかったことによって、その後につながる株券の公有財産の登録ですとか、営利企業従事許可とか、あと、法人の議会への報告とか、そういう自治法なり地方公務員法に基づく手続がなされない状況が続いたということが問題だったわけですが、これを是正するためには、まずはワシントンDCオフィス社が、県が設立した会社であるということを文書でもって明確にしなければいけないと。これがないままでは、次の段階の是正措置ができないということで、それで最初にこの会社は、県が設立したものであるということを明確にすると。そういう起点となる措置として行われたということになります。

○宮里洋史委員　治癒されるものではありませんので、治癒されなかった部分を教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長　先ほど申し上げたことと少し重複するかもしれませんが、この追認という行為を行ったことによって、平成27年度に文書による事務、意思決定がなされなかったということについては、それがなく

なって、それが治癒という言葉が適切か分かりませんが、なくなった——それは何でしょうか、行われなかったという事実がなくなったということではないということでございます。

○宮里洋史委員 治癒されるものではないという答弁だったんですよね。要するに、手続する起点の書類がないからそれを作らないといけない、起点の意思決定がないから意思決定をした、だけれど、過去に遡ってできるものではないという答弁ということは、過去の違法性は直せないという意味で捉えていいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々としてできる可能な手続の中で、できる是正措置については先ほど申し上げた、3つのことについて行いましたけれども、それ以外のことについては、できることできないことがあるというふうに考えます。

○宮里洋史委員 違法であったわけですよ。それを追認したわけだから、それぐらいは明言できるんじゃないですか。違法性を直せなかったと。そういった意味で捉えております。

プラスですね、そのとき追認されたのは営利企業従事許可でありました。でも、直近の職員しか許可を得ませんでした。ということは、過去の職員は今なお治癒されていない。要するに違法だった過去は変えられないという答弁だと思うんですが、いかがですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 営利企業従事許可につきましては、許可の趣旨が、公務員が営利企業の役員なりに従事するといった場合には、そのことによって、公務員としてのサービスの適正性というんでしょうか、職務専念義務であるとか、利害関係上の問題があるとか、あと職務の公正性が損なわれるおそれがあるとか、そういうことが今後起こることがないようにチェックするという意味の申請になりますので、申請を受けて、将来の効果を及ぼすために許可をするという仕組みになっておりますので、許可をすることによる効果があるのは、直近の、今現役でいる駐在の職員のみだということで、そういう取扱いをしております。

○宮里洋史委員 過去は違法だったということでよろしいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 地方公務員法上の手続としては、行うべきであった手続が行われなかったということでございます。

○宮里洋史委員 次にいきます。長期継続契約について回答を求めます。弁護士との契約。

○玉元宏一郎基地対策課長 これは前回の百条委員会で、弁護士との契約がまだ終了していないということかなと思いますけれども、もしくは当初契約したということかもしれませんけれども、弁護士との最初の契約は、平成27年度に当時の駐在職員が採用して、それからずっと継続して、この契約書が生きているような形になっておりましたけれども、これについては、単価契約のような形で、期間の定めはなく、時間当たりの単価が記載されて相談するごとに精算をするというような契約になっておりましたので——何ていうんでしょうか、いわゆる長期継続契約とは性質が違うというふうに位置づけているわけですが、もう一つ、契約の終了については、今法律相談なども行いながら、手続について検討しているところです。

○宮里洋史委員 今のお話だと、破棄する契約かも今判断しかねるということではよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 もう事実上、法律相談を行っておりませんので、弁護士事務所の見解としては、もう契約自体は終了しているという認識であるんですが、この手続をどのように行うかということについての相談をしているということでございます。

○宮里洋史委員 何を相談するんですか。閉鎖して、もうやらないんだったら解約するのが普通じゃないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この契約の解除をするには、文書により通知をするという規定があるので、行為としては紙を1枚通知するだけで済むというようなことになるかもしれませんが、今回のこの契約については、最初に駐在職員がサインをしているものですので、これをどのように取り扱う、これをまずは県としての契約だということを改めて県の中で、文書の規定で、サインを位置づけた上で、契約終了とするべきなのではないかということも含めて、法律相談でより適切な方法は何かということを相談しているところです。

○宮里洋史委員 今回の発言だと前回の答弁とずれが生じると思います。県は再三直接契約していますと言っていますし、それは検証委員会でも、県の報告書でも書いてます。あれはうそだったんですか。弁護士と直接契約しているのは県だという話、初めの職員のサインは関係ないじゃないですか。主体は県なんだから、ここ大事なところなので、しっかり答弁お願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 駐在職員がサインしたわけですが、事実上、県との契約として有効に機能しているということではあるんですが、終了の手続をするに当たって、実際に県として直接契約したという整理がなされておきませんので、終了するに当たっては、まず最初の部分の整理をしっかりとした上で手続を取るべきなのではないかというふうに考えて相談をしているところです。

○宮里洋史委員 これはおかしいですよ。私たちは知事の証人尋問で、この長期継続契約じゃないですかという追及したんですよ。県はそのときの答弁としては、県と直接契約ですと言っていて、長期継続契約、僕質問したんだけど、今の答弁だと、いやうちの契約ですかねと聞こえるんですよ。そこははっきりしてください。百条委員会なので、お願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 県との契約として成立しているというのは申し上げられると思いますけれども、今事務手続の中の少し細かいところを確認しているということでございます。

○宮里洋史委員 であれば、何で追認しないんですか。書類がないのであれば、初めの設立時と一緒にですよ。追認してしっかりやったほうがいいんじゃないですか。皆さんちょっと誤解しているのかもしれませんが、県民の税金を使っているわけですよ。私たち県民の代表として説明責任を求めているわけですよ。1年以上経ってまだ判断できない状況自体はおかしいとは思いませんか。なので、ちゃんと追認するかして、解約して、なおかつこれが長期継続契約、地方自治法上認められる契約なのかの確認も説明をお願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 長期継続契約について、お答えいたします。地方自治法で長期継続契約を締結できる契約というのが、条例により定めるということになってまして、法で定めるものもありますが条例に定めるものがあった

て、電気、ガス若しくは水の供給、また電気通信、役務の提供を受ける契約ですとか、不動産を借りる契約、電子計算機その他の物品を借り入れる契約で商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、また、庁舎等の管理に係る業務その他の役務の提供を受ける契約というものがあって、これを毎年4月1日から当該役務提供を受ける必要があるものについて、翌年度以降にわたる契約を締結できるというふうにされておりました、今回の御指摘の弁護士との契約については、この項目には該当しないということで、長期継続契約ではないという認識でございます。

○宮里洋史委員　なので、そこはしっかりと地方自治法違反ですよと。そこを答弁願います。

○玉元宏一郎基地対策課長　私どもが今申し上げたかったのはですね、地方自治法、また地方自治法施行例に基づいて、こういう長期継続契約は条例で定めるものというふうに定められておりました、それに基づいて条例で定めている契約が、先ほど申し上げた4つの契約でありますので、地方自治法に基づいて取り扱っているということでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から違法かそうではないのかはっきり答弁してほしいとの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長　申し上げたことを端的に申し上げると、地方自治法に基づいて行っているということは、違法ではないということです。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から改めて答弁を求める発言があった。)

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃっている長期継続契約とは別にですね、複数年にわたっての契約をするといった場合には、債務負担行為という行為もあるわけですが、まず、長期継続契約というのは先ほど申し上げたとおり法に基づいて限定的に規定がされておりますので、これには当たらない、長期継続契約には当たらないということになります。債務負担行為に当たるかどうかということなんですけれども、これは少し、先ほど申し上げましたけれども、単価契約という形で、債務負担行為というのは、複数年にわたって負担をする金額が固まっているときに、何年かにわたって幾らの債務負担をしますということを、議会の議決を得て、その資金を確保するわけですが、今回の契約については、単価契約ということで、相談があるごとに発生をして、そのたびごとに請求を受けて支払うというものですので、債務負担行為という契約にも当たらない。ですので、通常処理としては、単価が決まっているわけですが、相談した後に請求を受けて、その請求に対して支出負担行為兼支出命令という形で、財務の事務的な処理上は、そういうふうに毎回支出をしていくと、そういう契約方式になります。

以上です。

○宮里洋史委員 なので、結べる契約だったのかと聞いて、結べる契約ではないし、ほかのやり方で債務負担行為ってあるけれども、それにも該当しない。じゃ何ですかという話なんです。ここは明確に言っていただかないと。ここまで来ているんですよ。合法なら合法ですと言ってくださいよ。こういう理由で合法なんですと言ってください。お願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 単価契約という形で、毎年度の予算執行の中で請求を受けて支払うということは、通常認められていることですので、合法ということですよ。

○宮里洋史委員 単価契約であれば、長期継続契約のような顧問契約は結ばないはずですよ。そこはどう答弁するんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回の弁護士との契約は、何ていうんでしょうか、いわゆる顧問弁護士との年間幾らというような額が決まって何年間というような契約ではなくて、時間単位で相談するたびに、料金が発生するという仕組みですので、そういう意味では額が確定していないものですので、相談

するために請求を受けて支払う。それを年度内の予算執行の範囲の中で執行していくと。そういう仕組みになっておりますので、通常の予算執行の仕組みのうちの一つだということでございます。

○宮里洋史委員　お願いします。これ何契約なんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　分かりやすく説明できるか心配ですが、単価を定めて、相談するごとに債務が発生するという契約は、先ほど申し上げたような債務負担行為を伴わない形の契約方式で、もう一つ別の言い方をすると、このサービスを受けるための基本契約のような位置づけになります。基本契約があって、毎年度ごとに、必要なサービスを受けたときの、こちらが対価を払うという行為を繰り返すということのような契約になります。

○宮里洋史委員　長期継続契約は何々という答弁がございましたけれども、通常の契約事項というのは基本予算を伴うものは、単年度契約になるというのが地方自治法だと僕は理解しておりますけれど、それは間違いないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　基本的にはそういうことだと思います

○宮里洋史委員　その中で、とはいっても毎年契約結ぶのが難しい事項だろうということで、長期継続契約上認められている家賃とかガスとかという認識であります。それも間違いないですね。

○玉元宏一郎基地対策課長　基本的にはそのようなことだと思います。

○宮里洋史委員　今のお話は債務負担行為にも該当しません。長期契約にも該当しません。だけれど契約をしております。何か消耗品の支出と同じような答弁になっていませんか、それは説明できますか。

○玉元宏一郎基地対策課長　例えば消耗品の購入ですと、本当に何ていうんでしょうか、その時々必要な物品なりを選んで、対象となるものもそれぞれ異なるような状況で、単品で発注していくわけですがけれども、それと今回の弁護士との相談に係る単価契約というのは、その対象となるものは同一であって、基本契約によって受けた役務サービスについては、はっきりしていて、単価もはっきりしていて、それを基本計画のような形で保持しながら、毎年の予算執

行の中で、対応していくというようなものになっておりますので、ちょっと性質的には違うかなと思います。

○宮里洋史委員　ちょっと見解の相違みたいな感じで終わらせたいのかなと思うんですけど、例えば水がありますよね、サーバー。契約しますよね。でも、通常は単年で契約すると思うんですけど、それは複数で結んで、例えば1回20リットルだったら幾らとか、その単価で消費するという契約は行政が認められるんですね。

○玉元宏一郎基地対策課長　すみません、水のこと含めて全体、一般的な契約方法の解釈については今ちょっと私のほうから答えづらいですけれども、この弁護士との契約についてはそういうことだということでお答えをしております。

○宮里洋史委員　分かりました。

長期継続契約でもなくて債務負担行為でもなくて、こういう契約が成り立つということで答弁として受け止めたいと思います。

続いて行きます。営利企業従事許可なんですけれども、これはなぜ必要でしたか。

○玉元宏一郎基地対策課長　営利企業従事許可は、先ほども少し申し上げましたけれども、その職員、公務員が、事業に従事するといった場合に、公務との公正性ですとか、職員本人が公務に専念できるような状況は確保できるのかであるとか、職務の公正性が確保できるのか。また、民間企業であれば、利害関係が県と生じているおそれはないかとか、そういうことを確認して、そういうことがないのであれば許可をするというような手続でございます。

○宮里洋史委員　通常、営利企業従事許可は公務としてのお勤め時間と、この営利企業に勤めている時間が重なってもいいということでしたでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長　通常のことというか、今回の駐在のことで、お話されているのかと思いますけれども、今回の駐在の場合には、駐在がいる期間と、ワシントンDCオフィス社の役員として、期間というのは、兼務している形で、同時に兼ね備えているという形になりますので、営利企業従事に当たる期間も、重なっているということになると思います。

○宮里洋史委員 通常の営利企業従事許可、緩和されましたよね。令和6年か7年かに緩和されて全国的に緩和された措置だと思いますけれども、通常は公務と重なっていないときにやるのが通常という認識なんですけれども、それいかがですか。

○仲村卓之人事課長 お答えいたします。

今委員がおっしゃったのは、いわゆる普通の我々、県職員が、自分の特技とか知識技能を生かして公務とは別のところで、地域貢献とか、そういったことをする場合に許可を与えるものでございまして、それはおっしゃるように今緩和されました。一方、公務で行う営利企業従事許可で分かりやすいのは、従前からあるやつは、例えば商工労働部の統括監が県の関連する企業の役員を兼ねる場合、そういったときは営利企業従事許可としてですね、例えば年4回、1回1時間程度、許可しますというような営利企業従事許可を出します。これは総会ですとか、理事会とか役員会とか、そういったのを想定して許可を出すものでございます。ワシントンに関して、先ほど来、説明あったように、追認ではないですけど、令和6年度と令和7年度については、令和6年12月と令和7年3月に営利企業従事許可を出しておりますけれども、その中では、勤務時間として、就こうとする業務は、勤務時間1日7時間45分ということで許可をしまして、これはなぜかという、こちらで行っている業務と、県の駐在として行う業務が重なって、ほぼ100%重なりがあるということで認めているものでございます。

以上でございます。

○宮里洋史委員 先ほどの商工労働部の営利企業従事許可のパターンを詳しく教えていただけますか。どういった所属で。

○仲村卓之人事課長 例えば商工労働部であれば、例年、長く空港施設の運営管理、賃貸に関する業務でですね、事業で那覇空港貨物ターミナル株式会社というところの取締役を産業振興統括監が担うことになっております。産業振興統括監には、毎年4月に、営利企業従事許可申請書が出てきますので、それで、人事課のほうでチェックをしまして、年に何回、非常勤、当然非常勤でして、ここの会社の運営に関する業務について、年に何回、1回1時間以内というような形で、これまで従事許可をしているところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 そのとき、この1時間の報酬はどちらから支払われますか。

○仲村卓之人事課長 この場合は、職務専念義務免除を行っておりますので、これも県から県の業務、勤務時間内に県の給与として支払っているものでございます。

以上でございます。

○宮里洋史委員 ワシントンの場合は7時間45分、職務専念免除いただいていると思うんですけども、その場合でも、県が全額給与を払う根拠を教えてください。

○仲村卓之人事課長 ワシントン駐在の職員については、従前から説明しているとおり沖縄県職員の身分を有したまま駐在ということで勤務しております。それで県職員としての業務に従事していることから、給与条例に基づいて給与を支給しております。地方公務員法においても、地方自治法においても、地方公共団体の職員に対し給料及び旅費を支給しなければならないですとか、職員の給与は給与条例に基づいて支給されなければならないとありますので、そちらにこういった法や条例に基づいて支給しているところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 先ほどの商工の統括監の件でいえば、この時間は職務に専念しなくて取締役として務めていいよ。だけれど給与はお支払いしますよ。分かるんですよ。ではなくて、7時間45分。もはや一日。365日免除されている方に、公務としての給与を支払いしている根拠を教えてください。

○仲村卓之人事課長 職務専念義務の免除についてはですね、7時間45分免除しているわけではなくて、営利企業従事許可については、許可をします。従事しようとする業務は、1日7時間45分勤務時間ですということで、営利企業従事許可は行っております。職務専念義務の免除については、株主総会、この会社、株式会社がですね、株主総会取締役会、その他の会社固有の業務については職務専念義務の免除の対象とするというふうにしておりますので、仮に株式会社として、取締役会なんかの書類にサインしたりとか、取締役会、1時間開いたりとか、そういったときは職務専念義務を免除しますけれども、それ以外の時間は、沖縄県の業務として、働いているという認識でございます。

○宮里洋史委員 統括監も7時間45分と書かれているんですね。

○仲村卓之人事課長 統括監は、就こうとする業務についての勤務を勤務時間は年4回、1回1時間、勤務時間内というふうに書かれております。

○宮里洋史委員 なぜD Cオフィス社のほうだけ7時間45分と書かれているんですか。取締役会だけと言っていました。ということは統括監と同じ書き方でよいはずですけど。

○仲村卓之人事課長 統括監の例に出したものはあくまでも、株式会社那覇空港貨物ターミナルという株式会社があって、その業務はその固有の業務、県の業務をやっているわけではないんですね。ワシントン駐在の場合は、県の業務と、株式会社で行っている業務はほぼほぼ重なっているということで、そういう許可の与え方になっております。

以上です。

○宮里洋史委員 なので話が行ったり来たりするんですけど、先ほど7時間45分なんですかと聞いたら、いやその中で年に4回1時間ですよと答弁していた。ワシントンD Cオフィス社でもそうですと言っていたのに、じゃ何で、商工労働統括監と違うんですかと言ったら、いや専ら勤めているからって、これおかしくないですか。だってワシントンD Cの駐在職員に営利企業従事許可も出したのは、取締役会があるからと答弁しているのに、だから何で7時間45分なんですかと聞いているけれど、統括監と違いますっておかしくないですか。同じ対応のはずですよ。

○仲村卓之人事課長 私の説明がちょっと至らなかったのかもしれませんが、取締役だから営利企業従事許可を与えているというよりも、営利企業の従事許可申請というのが上がってきて、こういった業務をやっているというのを整理していく中で、ワシントン駐在というのは、県の転任で駐在を命じて、県の業務をやらせると。その受皿として株式会社があるんだと思うんですけども、駐在を命じた沖縄県としては、まず、給与も支給しますし、それが取締役だから許可をしたというよりも、米国法の中で、こういう株式会社の中で勤務をしますという許可申請が来ているものに対して、7時間45分で許可をしたものでございます。この中に、取締役とか役員としての業務が入っているとい

う意味ではなくて、それはそういう意味の許可ではないです。

○宮里洋史委員 分かりました。

じゃ、次の質問に、非弁行為の指摘についてでありますけれども、要するに、これまで様々再委託しているわけですが、非弁行為はなかったかという認識の確認です。お願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 非弁行為とは弁護士事務所との再委託ということについての関係性の御質問だと思いますけれども、これもこれまで議会で質疑を受け、また我々の中でも、米国の取扱いなども調整をした、検討して確認をしてきた結果としては、非弁行為には当たらないという結論ですが、それはどういうことかといいますと、米国のワシントンDCの中の法律の取扱いでは、非弁行為に当たるような弁護士ではない者が、弁護士に当たるような業務も行うということを表に出して表示をして、相手がそれをそう受け取って行うようなことについては当たるかもしれませんが、今回の我々のワシントンコア社との契約の関係でいいますと、ワシントンコア社はそういう相談業務を行うということは、意思表示も明示もしておりませんし、我々もそうですし、ワシントン駐在も弁護士業務を彼らに、提供を受けているという認識は全くございませんので、そういう場合は非弁行為に当たらないということで整理がされております。

○宮里洋史委員 今朝のですね、仲里証人のお話を受けての質問を行いたいと思うんですが、仲里証人は私は社長だと。そしてFARA報告も、税務申告も署名してきて確認してきたとおっしゃってました。その報告を知事公室はこれまで受けてませんよね。

○玉元宏一郎基地対策課長 税務申告とかFARA報告をどのように行ったかというような報告を県庁として受けたことはないかと思います。

○宮里洋史委員 これまでの累積赤字、令和6年入っていない令和5年12月時点で、2億円を超えています。その法人は、それは現地の社長、いわゆる駐在員が自己の判断で赤字で仕方がないと処理していたわけですよ。今までの証言を見ると、これに対して、損害賠償請求を考えることはありませんか。要するに、県民の税金なんですよ。委託費で支出していたけれども、支出先は法人と

知らなくて、なおかつ累積赤字で、後から子会社と認めました。でもこの赤字というのは損失じゃないですか。なぜそれを請求しないんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントンDCオフィス社は、ワシントン駐在が活動するためのいわゆる受皿という形で設立をして、そこで社員としてワシントン駐在が活動してきたわけです。株式会社という形態を取っておりますけれども、営利事業を行うという当初から想定をしていない企業でありまして、ワシントン駐在が活動する経費は、我々が予算執行として実施している委託契約の中で、必要な経費は全部その中で支払いをして、現地で活動してもらうという、全体の予算執行のスキームの中で行われておりますので、そういう意味では会社としては、営業による収入とかはありませんので、コストが出ていくだけという会社の構造になっている。それに見合う収入経費の資金については、ワシントンコア社からアディショナル・ペイドイン・キャピタルという形で、ワシントンコア社に資金を送金して、そこから支払っているという形ですので、そういう、ちょっと変わったケースだということは承知しております。県として何らかの損害をこの中で、この予算全体の執行の中で損害を受けたということの事実はございませんので、損害賠償請求という要件に当たらないのではないかというふうに考えます。

○宮里洋史委員 今言っていた追加払込資本のお話ですけれども、これも全部社長が独断でやっていたわけですよ。駐在職員が独断でやった、これまで。委託料で精算終わっているからと県は知らないと言っているから、累積赤字も、この追加資本にしているのも、ワシントンDCオフィス社が独断でやっていたわけですよ。これに対して、どういうお話されたんですか、駐在員に。何で今まで言わなかったと追及したんですか。県民の税金ですよ。税金で、必要な事業だからいいとおっしゃっていますけれども、地方自治とか行政は手続ですよ。手続、間違ったら大変なことになるという話なんですけれども、何でそんな涼しい顔で答弁できるのか僕には理解できませんね。

そこ知事公室として、どういう話なんですか。もっと詰めないで、県民の税金ですから。

○玉元宏一郎基地対策課長 損失という委員からのお話ですけれども、累積損失という形でマイナスの計上がされているのは間違いないわけですが、それに見合う形で、県がワシントンコア社を通じて資金を供給する形で、会社として、現実にはそのキャッシュが足りないという意味の赤字であるとか、債務が

残ってしまっているような赤字であるとか、そういうものが発生しているわけではありませので、我々としては、ワシントン駐在が現地で活動するために、必要な経費を支払った結果として、現地の会社の状況というのは我々も当初じゃなくて、調べていただいた結果こういうふうになっているということはもちろん分かったわけですが、それをもって現地の駐在、何か今後、追及をするとかそういうことは今のところ考えておりません。

○宮里洋史委員　そういうお話じゃないんですよ。県の職員が勝手に2億円の累積赤字つくっていたんです。それは後から知って、どう是正するとか、こんな大変なことが起こっていると思わなかった。そしてそれに対して対処しているようには見えない。知っていたからじゃないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　まず、最後の知っていたからではないかというところについては、端的に言うとは知らなかったということですが、先ほどの回答とちょっと重複するかもしれませんが、累積赤字は決算上積み上がっている形になっておりますけれども、それに応じる形の資金を県からワシントンコア社を通じて供給をして、会社としてのバランスは取れていたような形になっていたと思いますので、いわゆる実質的な損害を県が受けたわけではないということで理解をしております。

○宮里洋史委員　この法人を解散、閉鎖させたのは誰ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　いろいろな視点からお話ができるかもしれませんが、県としての立場からすると、県が株主という立場で、解散を取締役に求めて、それで取締役会のほうで決定をして、また、その後株主総会で決議をして解散がされたというふうに考えます。

○宮里洋史委員　株主として求めたとありました。解散させたのはどなたですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　株主が誰かということになりますと沖縄県という行政機関が株主ですので、沖縄県ということになります。

○宮里洋史委員　いや、そういう質問ではなくて、解散手続した人は誰ですかということ。

○玉元宏一郎基地対策課長 アメリカの現地の法律に基づいて解散を行いますので、実際にその手続を行ったのは、ワシントンDCオフィス社、そして、当時の取締役が行ったというふうに考えます。

○宮里洋史委員 県が知らないところで累積赤字を積み上げて、それを知っていた職員、社長、取締役、説明責任ありませんか。県民の税金ですから。

○玉元宏一郎基地対策課長 説明責任という意味では、まず最初に平成27年から遡って文書による決裁が意思決定が行われず、会社がつくられていたこと自体が令和6年10月まで、明らかにできなかったことなどを含めて全体として説明責任は沖縄県としてあると思いますけれども、解散することについてももちろん、このような考え方でこういう手続で行いましたと丁寧に説明する責任は沖縄県にもあると思いますが、そういうことだと思います。

○宮里洋史委員 いや、私が言っているのは、社長が解散手続したわけですよ。県の指示に基づいて。でも県はその中身をずっと知らなかったわけです。その社長に説明する責任はありませんかと聞いているんです。権限あると言っていた。本人が権限あると言っていましたよ、午前中。

○玉元宏一郎基地対策課長 これ社長として説明をする責任があるのではないかという意味かなと思いますけれども、それは、いろいろなケースによって、どういう判断がなされるかということになるかと思いますが、そのこと等を直接的に我々の中で今まで議論したことはございません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から社長の説明責任についてどう思うのかと確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々当初知らなかったとはいえ、沖縄県として設置した会社のことでございますので、職員たる現地の社長に説明責任を独り負

わせるということではなくて、沖縄県として説明責任があるのではないかと
いうふうに思います。

○宮里洋史委員 これだけ勝手に申告して、F A R Aのサインもして、累積赤字をしているんです、駐在職員。こういった方々、把握できていなかった県もそうだけれども、知っていた方々もいるわけですよ。報連相ができていない理由は分かりませんが、訓告で終わる話なんですか、これ。処分は。どうなんですか。県民の税金ですよ。処分、訓告なんですか。手続も取られていない。大丈夫ですか。訓告でいいのかどうなのか。

○仲村卓之人事課長 お答えいたします。

まず職員の訓告に関しては、以前にも説明しましたが、改めての説明があるかもしれませんけれども、まず、法人設立時の文書による意思決定手続が取られていなかったことや公有財産登録手続、また営利企業従事許可、それから職務専念義務免除などの申請とか承認が行われていなかったこと、これが1つ。それからもう一つが、それ以降法人設立後から令和6年度までの間に、瑕疵が治癒されるタイミングがあったと想定されるにもかかわらずされなかったこと、この2点について、職員の適正な事務処理ができていたのかという観点から、人事課のほうで調査をしております。

懲戒処分を検討するに当たっては、まず法律に基づいて、法令違反であった場合とか、職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合ですとか、あとは全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合ですとか、またそういった結果に対して職員に帰責事由、故意または過失があったかと、こういった観点から要件を整理するわけですが、今回は、法人設立時に関わっていた職員、これ現職も退職した方も当然含まれますけれども、それと、その後の基地対策課、ワシントン駐在に関連するような業務に携わった方々について、可罰性の判断とか、まず懲戒事由に該当する該当性があったかどうかというのを調べて、いろいろ調査をした結果、行政措置として、訓告の実施が必要という判断になったものでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 それではこの資金の流れ的なものは、今回の処分の項目には入っていないということでしょうか。

○仲村卓之人事課長 おりません。

○宮里洋史委員 次の質問に行きます。

再委託についてでありますけれども、県の再委託の契約の中身ちょっと読ませていただきました。50%を超えてはいけないってあるんですけれども、これは事業全体の50%なのか、1社に対して、事業の50%を超えてはいけないのかというのは、どちらですか。

○大湾朝貴財政課長 答えします。

再委託の運用については沖縄県のほうで内規として定めていて、各部局に通知をしてという形で運用しております。今おっしゃる主たる部分というところで契約金額の2分の1という形で取り扱っているところです。

○宮里洋史委員 この契約金額は例えば5000万でありました。でもその5000万の事業をするに当たって、再委託は何社でもいいけれど、2500万を超えてはいけないという意味ですか。

○大湾朝貴財政課長 そのとおりです。

○宮里洋史委員 それでは、今回のワシントン事務所運営事業、事業2種類分かれたと思いますけれども、コア社が必ず半分以上再委託していない事業実績になっていたのでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 全体としての50%を超えているかどうかということについては、超えていないということでございます。

○宮里洋史委員 県はワシントン事務所業務について、再委託と形式を、いつ、誰の提案で採用しましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 いつ誰の提案だということについては、厳密に言うと毎年度申請を受けて承認をするわけですが、こういう委託契約の中でこういうサービスを、現地ではワシントンコア社とは別の会社に依頼をして、委託をして、実施しているということが最初に始まったのは、平成27年度かなと思います。

○宮里洋史委員 当初から弁護士と直接契約していたにもかかわらず、なぜ再

委託契約が必要だったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々、県側の事業の立場からすると、1つの委託契約の中で、ワシントン駐在への支援を全て完結させるというような趣旨で、委託契約の仕様書を作って、関連する支出については、この委託料の中で支払っていくというふうに整理をして発注をしていたわけですがけれども、その中では今回の委託事業者たるワシントンコア社以外の者にですね、業務をやってもらうということになる。そういう話があった場合には、我々の目線からすると通常再委託だねというふうに考えて、当時再委託の手続をさせたんだというふうに考えます。

○宮里洋史委員 ではコア社が我々の質問の答弁で答えていた、再委託は県から求められていましたというのは事実ということですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 内容として県から再委託を求めたというよりはですね、ワシントンコア社のほうから、こういう弁護士業務などについては弁護士事務所をお願いをしますというようなものが企画提案の時点で出ておりますので、そういう内容のものであれば、県から見たときの事務手続については再委託という手続になりますかねということをお話ししたということになると思います。

○宮里洋史委員 コア社は、委託料から支払いしたいから再委託契約をしてくれと県から言われたとおっしゃっていますけれど、それはうそということでしょうか。事実ではないと。

○玉元宏一郎基地対策課長 ちょっと一旦、当初のことだというふうなことを推定になってしまいますけれども。我々としては、委託料の中で全てを完結させようという意図で担当者もおりますので、こういう業務が外部に発注する業務があるんだったら、再委託の手続になりますねということを話したと思いますが、いわゆる再委託をしたいから、再委託を手続してくださいというようなニュアンスではないかなというふうに思います。

○宮里洋史委員 しかし、再委託で支払われているわけですよ。こういったお話が出てきているので、コア社と再委託先の実際の契約書は確認すべきじゃないですか、いかがですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　今弁護士事務所との再委託のことだと思いますけれども、それは確認した結果、ワシントンコア社から直接、弁護士事務所と契約書を交わしたという事実がないということが分かっております。

○宮里洋史委員　そうなんですよ。

その場合、公金の支出や契約手続上の整理のために、形式的に再委託を県に出して、県はそれを見て支出した。これ違法じゃないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　県の予算執行の中で委託契約を執行する再委託を認めるかどうかという手続については、委託事業者から再委託申請書が、我々の発注者たる沖縄県のほうに来て、それを沖縄県は承認をする形で成立するわけですけども。そのときに、契約書の添付というのは、通常の手続の中では求めておりません。結果として、委託契約として我々が求めている内容が全て実施をされたことを確認して、かかった費用をその後に検査をして、額を確定させて支払うと、そういう一連の手続と、実際に提供されたサービスというのは合致をされていて成立をしていたというような状況になっておりますので、委託契約の執行という意味では、適切に行われたということになります。

○宮里洋史委員　それはあくまでその実態が分かる前の話だと思うんです。実態再委託契約を結ばれてなくて、ただコア社にお金を渡して払ってもらいました。でもこちらは委託料と支出していました。行政手続は大事というお話からスタートしています。虚偽または実態と異なる再委託契約しましたよというのを見て支払ったわけですよ。でも実際はしていなかったわけですよ。その調査をする予定はないんですか。実態と違うわけですから。

○玉元宏一郎基地対策課長　この再委託については、当時の関係者、また関係書類でもって、どういう実態があったのかということは、我々としては一応確認して把握をしているつもりではございます。先ほど一応委託事業の中では、全体としては適切に行われたというふうにお話ししましたが、もう少しちょっと細かい目線と言いますと、本来であればですね、県の財務規則上の再委託の定義は、委託事業者に対して、再委託先はその役務を提供するということが必要、再委託の定義になっているわけです。今回のケースは、再委託先が、実際の役務の提供はワシントンDCオフィス社であるとか、ワシントン駐在のほうに提供しているという実態がございましたので、そこまで確認した中

での判断としては、我々がこういうふうに行ってきた再委託の手續自体もですね、適切ではなかったというふうには位置づけております。

○宮里洋史委員 適切じゃないから問題になっているんですよ。それは是正しないんですか。そういったちゃんとした再委託契約書じゃない、もうはっきり言えば虚偽ですよ、虚偽。虚偽の文書でもって、県民の税金である公金を支出している責任はないんですか。これを実態が伴えばオーケーですみたいな結果が取ればいいんですと。県の、いろいろな企業に許認可を持っている沖縄県だから、これまでやっているわけ。結果出ても手續しなきゃ駄目よと。手續ちゃんとしていないのに、今明確に結果が出たからオーケーですよと言っているように聞こえるんですよ。その是正、発表を全くしないんじゃないんですか、その責任はないんですか、県は。

○玉元宏一郎基地対策課長 今申し上げた再委託についての適切でない状況があったということについては、我々は分かった内容を昨年11月に作成、公表した、県が作成したその報告書にも、記載をして報告をさせていただいております。そして、我々ができることとしては、次回、契約する際にですね、しっかり適切な対応を取るということになるわけですが、令和7年度に、ワシントン事務所を閉鎖する、閉めるために必要な措置としてその弁護士事務所に改めて契約をしたわけですが、そのときには、沖縄県と直接契約をさせるような仕組みで契約しております。

以上です。

○宮里洋史委員 実態と異なる契約に基づいて委託料を支出している事実はお認めになりますよね。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託業務の内容という意味では、我々が委託業務として求めた内容が現地で実施されていたという意味では、実態と我々が求めてきたことは一致しているわけですが、再委託という手續の定義の中で、我々が想定していた再委託の定義と、実態として行われてきていた現地の再委託の業務の内容が一致していなかったという意味では不適切だったということでございます。

○宮里洋史委員 最後に聞きます。

そのほか再委託先と直接契約している実態はありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 再委託の申請を受けて許可しているものは、ほかにもございまして、今申し上げた弁護士事務所以外に、例えば会計事務を行う企業にも再委託をしておりますし、あとは、いわゆるロビー活動に当たるところを支援していただくようなマーキュリー社という会社も再委託という形になっておりますし、あと現地の職員を採用するに当たって人材紹介サービスというようなものを再委託という形で処理をしているものなどがございます。

○宮里洋史委員 その企業と直接契約している実態はありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今申し上げたような再委託の中で、ワシントンコア社と契約を結んでいるケースは——ちょっと会社が年度ごとに分かれてしまったりするケースがありますけれども、コア社と契約を再委託の契約書を結んでいるのは、マーキュリー社……。

○宮里洋史委員 再委託の契約ではなくて、再委託先とDCオフィス社もしくは沖縄県が弁護士事務所同様に直接契約していることはありませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントンDCオフィス社と直接サインをしているものがありまして、先ほど申し上げた会計事務を再委託しているルビナ・アンド・カンパニーという会社ですとか。あと、先ほど申し上げた人材紹介サービス、これは年度ごとにちょっと業者が変わってまいりますけれども。直近でいうと、令和4年度でルネッサンスリソースという会社——すみません。これは間違えました。これはワシントンコア社と契約してます。それではなくて、平成31年のときのインタレストインターナショナルという人材紹介会社はワシントンDCオフィス社と直接サインをしていると。そしてキャピタルイミグレーションこれはいいですね、法律事務所。ビザ関係の法律事務所といったところは、ワシントンDCオフィス社と直接契約をしております。

○宮里洋史委員 分かりました。

そのほかでも直接契約して、実態が分かりました。その部分に関しては、委員長、資料を求めたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 預かります。ほかに質疑はありませんか。

高橋真委員。

○高橋真委員 では私のほうからも質疑をさせていただきます。もう、この場が恐らく最後になるのかなと思っているので、確認の意味でお尋ねしたいんですけど。

まず、この外国において、この株式会社に相当する法人を設立して出資をするということ、いわゆる前例のない重要な事案であるにもかかわらず、文書の起案による知事決裁等が一切行われず手続が進められたということであります。何の違反だと認識されているんですか、お伺いいたします。

規則、法令、何に違反するんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この個別の業務について、特定できる条文なりがあるかというとないかもしれませんが、県の事業は、基本的には文書によること、意思決定は決裁によることが基本でございますので、その意味では、そういう基本的なところに沿っていなかったということでございます。

○高橋真委員 これは文書管理規程、事務決裁規程違反であるという認識ですか、お伺いいたします。

○仲村卓之人事課長 先ほども少し懲戒処分の可否を検討したときの話をしましたが、地方公務員法の第29条第1項に、懲戒事由について書かれていて、第1号が、地公法またはこれに基づく条例規則もしくは規定に違反した場合、第2号が職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、第3号にふさわしくない非行があった場合ということがありますけれども、私たちが懲戒処分の有無を検討したときには——退職者を除くんですけども、全ての関係した職員に対して、これらが事実があったかどうかというのを確認しました。その上で、まず今いった1号には違反しております。2号にも違反しております。3号の非行は特にございません。地公法違反ということになります。

○高橋真委員 分かりました。

では、今回契約を締結する、いわゆる事務決裁権限を持たない駐在員、初代、2代目でありますけれども、本庁の決裁を経ずに、米国弁護士等との直接の業務委任契約を締結したということであります。これは何に抵触しているんですか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 端的に申し上げると事務決裁規程というのがございまして、通常知事が全て決裁責任者、県の責任者でありますけれども、その内容に応じて、専決をするものがその規定の中で定められているわけですが、今回のワシントン駐在のケースについては、事務決裁規程に基づいて、専決者として位置づけられていない者が、サインしたということになります。

○高橋真委員 では、もう一つ。

県が100%所有する法人にもかかわらず、本庁における、いわゆる議案等や、意思の決定等々ですね、正式な委任手続が全くないまま、駐在職員によって株主総会等での議決等が行われていたということでもあります。これは何に違反しているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも、いわゆる権限の委任ということに関連するかと思いますけれども。まず、そうですね、現地の会社、元をたどると、法人として認識をしていなかったということもありますけれども、まず現地の会社の役員として就任をすることについての手続がなされていなかったということもありますし、成立を認識していなかったということが全ての原因になるわけですが、これは我々が株主だったということも認識がなかったということで、現地の中で取り扱われてしまったことに対して、我々がまだそれを把握できていなかったという意味の事務的な状況を把握していなかったというふうな問題があるかと思います。

○高橋真委員 課長、そういう意味ではなくて、無権限だったわけですね、お伺いいたします。本庁側の視点です。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど申し上げたことに少し補足する形になるかもしれませんが。その会社を設立するに当たって、必要な現地の手続を行う際に、我々としては株主としての行為を行っておりませんでしたので、そういう意味で、現地の職員が株主としての権限を持たずに処理をしたという意味では不適切であったと思いますので、それを令和6年12月に追認という形で位置づけたということでございます。

○高橋真委員 私が聞いているのは、その後の治癒話とかのお話は一切聞いておらず、当時の本庁側と駐在との関係の中では、全て現場が無権限でやったことだという認識なんですよと聞いているわけです。それを後から知ってつじ

つまを合わせたということは、今の答弁は成り立つ。だけど、今その話はしていません。

○玉元宏一郎基地対策課長 端的に申し上げますと、現地で、本来であれば、権限を県から受けて実施すべきであったところ、それは行われなかったということでございます。

○高橋真委員 ここでやはりお尋ねしたいわけでございますけれど。やはりこの前回ですね、平安山元所長が証人喚問にいらっしゃって証言をいただいたときに、全て知事と知事公室の下で動いており、独断で外国法人の設立や、契約のサインなどできるはずないと明確に証言をされております。執行部として、今課長がおっしゃったように、本庁は指示も権限移譲もしていないということであります。つまり、現場が誤認をしたということを主張しているんですけれど。仮にですよ、もし一介の県職員が、何の権限もなく独断で外国に株式会社をつくって数千万の公金契約を結ぶという、こういう前代未聞の越権行為を行ったのであれば、なぜ本庁はその後10年間、一度も、そういった駐在をとがめることがなく、そしてその実体のない会社の口座に公金を流し続けていたのかという疑問が残るわけでありまして。だから、現場の勝手な判断だというふうにおっしゃるのであれば、無権限を、違法行為と無権限を長年黙認をしてですね、公金を支出し続けた知事公室の重大な過失と組織的な責任というのはないんですか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 このDCオフィス社の設立のところが起点になっているかと思っておりますけれども、これは現地時間の4月30日に当時の知事、副知事が参加して現地の職員と行ったオンライン会議で、その中では法人登記手続を行っていることについて報告があったということが、資料なりで、一応確認はできるわけです。その後の取材とか本庁との関係者間のやり取りは確認できない状況であります。その翌日、現地時間の5月1日に現地の法律事務所からワシントン駐在に対して3種類の法人の設立形態が提示されて、その日でワシントン駐在職員が、このコーポレーションの形態で設立するように回答したというふうに認識をしております。本来は駐在職員、または本庁の担当職員が起案をして、文書による意思決定に基づいて回答すべきだったというふうに考えております。そういうふうに文書での意思決定が行われないうちにですね、設立するよう回答したことについては、元をたどればその前にもしっかりと事前に検討をしておく、それができていなかった。また、駐在と本庁間のコミュ

ニケーションが不足であったというふうに考えております。その後、我々としては令和6年10月に、このことが指摘をされ、調べていった結果として今このような状況だということが分かってきたということでございまして、それぞれ駐在側、また本庁側にも、コミュニケーション不足をはじめとする問題があったと思います。それを駐在側のところだけをとがめるというような、追及をするというような性質のものではないのかなというふうに思います。

○西銘啓史郎委員長 課長、簡潔に、明瞭に答えてください。

○高橋真委員 課長、答弁されるのは分かるんですけど、私が聞いているのは、その当時は権限のない駐在が起こしたことに對して、長年放置をしたという組織的責任を問うたんですよ。別にその後知って、その後こういう形で整理をして、今、駐在員にもどっちにも責任がある、コミュニケーション不足があるというふわっとした答弁を私は求めているわけでありません。実際に組織的に長年放置をしたということなんです。実際それがようやくに令和6年に発覚をしたということに関して、どのように責任を取るんですかと知事公室にお尋ねをしたわけであります。

分かりました。そういうのであれば、ちょっと一つ一つ、端的に申し上げますけれど、今回、先ほどの職務専念の話も出ておりましたけれど、駐在職員が地方公務員で義務づけられている営利企業従事許可や職務専念義務免除の手続を長年取らないまま、無許可で米国の株式会社の役員に就任をし続けていたということであります。これは何の違反ですか。お伺いいたします。何に違反していたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 営利企業従事許可については、地方公務員法に基づいて行われるということでございますので、それが行われていなかったということは地方公務員法に違反をしている形になります。

○高橋真委員 ではもう一つ。今回、公有財産の部分で、法人の株式1000株1000ドルの件でございますけれど、県が取得したにもかかわらず、約9年間にわたって沖縄県公有財産規則に基づく公有財産台帳への登載手続を行っていなかったと。地方自治法で義務づけられた議会への財産に関する調書の提出において、保有状況の記載を行っていなかったということであります。これは何に違反しているんですか。

○仲村卓之人事課長 先ほど懲戒処分の要否を検討した際の話をしてしましたが、設立後の営利企業従事許可や職務専念義務免除手続、議会の報告がなされていないということについては、様々な法令違反がございまして、地方自治法149条、238条第1項第7号、公有財産規則第55条、地公法第35条及び38条、沖縄県職員服務規程第6条及び7条、こういった法令に全て違反している状態でございますので、そういったこと、総じて地方公務員法の29条に違反しているという説明を先ほどしたところです。

以上です。

○高橋真委員 では、法人への出資金1000ドルについて、本来明示すべき投資及び出資金の科目として、いわゆる処理をせずに、委託事業の委託料の中から、拠出をして、議会への説明も意思決定の手続も一切経ずに、これは、つじつまを合わせて、後年処理をしたということ、そういう認識でよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 これは平成27年度の投資のことになりますと、経緯としては、まず予算を議会にも議案として提示をして、審査を受けて予算が成立し、そして執行になるわけですが、その時点では現地での法人の必要性というのは一定程度認識されていましたが、それが株式会社というような出資して株式を取得するような方式ということが、まだ当時は、分かっておりませんでしたので、その時点では全体として委託料で対応できるというふうな認識で、委託料で計上していると。27年度になって現地に駐在2人が着任をして、そこで委託事業者と法人の形態について調整をした結果、株式会社という形が適当であろうということで、そこで決定をしたということでございます。その後、厳密に言えば、本来であれば、委託契約の一部を減額して、県に戻して、出資金に流用して行うという方法が、最も厳密に言うとその方法があり得たわけですが、当時そのような方法が取られていなかったということでございます。

○高橋真委員 だから、つじつまを合わせたわけですね。今、正規なやり方で今同じようなことをやろうと思ったら、今みたいに、課長が答弁されたようなことをやるわけであって、本来の姿はこれで。今回のものは全てつじつまを合わせて説明したということですよと聞いているんです。

○玉元宏一郎基地対策課長 今現状、厳密にということで申し上げましたけれ

ども、一方で委託料という経費の性質上ですね、いろいろな経費を含めて委託料という形で整理をして、執行することができるという経費でもございますので、その委託料の中に一応出資金という経費を含めること自体は、違反しているわけではないということでございます。ただ、委員がおっしゃるように、何ていうんでしょうか、出資をするという行為、明らかにするためには出資金に計上したほうが、明らかになるわけでございますので、しっかり本来の意味で説明責任を果たし、明らかにするという意味では、先ほど申し上げたような出資金に再度計上するという、流用する形で移すという方法が、ベストということになりますが、委託料が違反しているということではないですが、そういうことをこれまでも説明してきているというふうに思います。

○高橋真委員 違反ではないけれど不適切なわけですよ。それを言ってほしかったわけであります。

今回、株式会社として設立されている中で、総勘定元帳や、いわゆる出納簿など基本的な会計帳簿を長年作成しておらず、さらに地方自治法で義務づけられている議会への毎年度の事業経営報告というものも一度も行っていなかったということであります。この件に関しては、先ほど課長が地方自治法違反というふうに言うていただきましたけれど、県は出納責任者を配置していなかったと。しかしながら、当時の所長たちは、出納の事務に携わることがほとんどなく——もうやっているような気がするんですけど、なくて、資金管理を外部業者に丸投げをしていたと。いわゆる、もうこのDCオフィス社の資金管理を。これは適切なやり方だったんですか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 今の委員の御質問はワシントンDCオフィス社というところを中心に据えた御質問だったと思いますけれども。我々の本庁側から見ますと、ワシントン駐在の支援というのは、委託料という形でワシントンコア社に全額を委託して、全額分、全業務委託をして、それでもって全てのことに對して支援をするというスキームでございました。そういう、もともと県からこういうスキームで支援をするというようなことからすると、ワシントンDCオフィス社が、自ら運営できる資金をワシントンコア社からの資金に頼らざるを得なかったというのは、そういうことに、必然というか、そういうスキームの中ではそうならざるを得なかったのかなというふうには思います。そういう中でも、ワシントンDCオフィス社の中で、役員として、会社またこれは事務所とほぼ同列だと思いますが、事務所の運営マターについては、彼らの裁量で一生懸命より効果を出すために活動してきたのかなというふうに考えま

す。

○高橋真委員 答えていない。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から資金管理が適切だったのかと確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

高橋真委員。

○高橋真委員 外部に丸投げだったのか、本当にこれが適切だったのかということです。つまりさっき申し上げたのが、今、この現金出納、この会計帳簿つくっていない。だから何の管理もできていない状態の中で、いやいやこれスキームでできるからオーケーだというような答弁を今やるんですかという疑問があつてですね。これに対してはもう、委員からもたくさん疑義が出ておりますので、しかも、さっき仲村課長が——人事課長でしたっけ、人事課長がおっしゃっていただいた地方自治法違反の中にも入っているわけですよ、こういう、もう議会にも報告していない、決算書を作っていない。その大本となっている会計帳簿の現金の取扱いの仕方が適切だったと言い切れるんですかと思うんですけど。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントンDCオフィス社の帳簿が作られていなかったということにつきましては、これも御指摘を受けてですね、現地の会計士なりに確認をして得られた見解としては、ワシントンDCオフィス社は、県が100%出資をしている、株主が1人である会社ということになりますので、それは日本の会社法などの法律とはちょっと違うかもしれませんが、ワシントンDCの法律の中では、そういう形態の会社については、会計帳簿、決算書類を作成するということは必ずしも義務づけられているわけではなくて、株主から求められたときに提出をすればよいというような取扱いになっている。そういうことがあって、我々から求めるまでは、作られていなかったということを聞いております。

○高橋真委員 いや、課長そういうふうに海外法に依拠した、そういう答弁さ

れていますけれど、国内法のコンプラはもう守らんということですね。つまり、国内法上判断しないということね。

いいですよ。時間もあるので、続けていきます。

先ほど宮里洋史委員もおっしゃっていましたが、私もこれはやはり、最後に問うておきたいと思います。クラカワー弁護士でございます。クラカワー弁護士が再委託の件でコア社からの再委託ではなくて、沖縄県と直接契約を結んだと証言をしております。直接契約です。しかし執行部のほうでは、コア社からの再委託の手続を経たから予算執行は適正だと、そのような趣旨の答弁をずっと続けているわけであります。これ、当弁護士が再委託ではないと否定しているわけです。否定しているんですよ。否定していて、県は、この実態の存在していない架空の再委託を、最初ですね、名目として支出したことが明らかではありませんか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託契約の中で我々としては、再委託の申請を受けて承認をして、再委託という形で執行されているというふうに認識をしていたところ、確認をしていくと、直接ワシントンDCオフィス社と契約をしていたということが分かったということは事実でございます。なぜそういうことになっていたかということを確認していく中で、県の再委託という仕組みも先ほどちょっと申し上げましたが、再委託先の業務、本来は基となる委託先にサービスを提供することが想定されている手続なんですけれども、そうではなくて、再委託先が直接実施をDCオフィス社であるとか駐在にサービスを提供するというような仕組みになっているということが分かり、我々が取ってきた再委託の手続ということも適切ではなかったというふうに整理をしているところでございます。当時のワシントン駐在がサインしたことについては、その駐在が自分にそのような権限があるというふうに考えたのかということは明らかではありませんけれども、本来であれば、県が直接契約をするなり、ワシントンコア社と共同企業体という形で、契約当事者になってもらって、契約をするなりというふうな手続が、契約の仕方が必要だったというふうに考えます。

○高橋真委員 適切ではないという整理をしているわけであります。ということは何に違反したんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の規則の面からいうと財務規則であるとか、その元をたどる法律でいうと、地方自治法とか、そういうことになると思います。

す。

○高橋真委員　ということは、これはいわゆる答弁の、これまでの答弁の方向性の修正ですよ。確認します。

○玉元宏一郎基地対策課長　いえ、我々としては、趣旨として同じことをお伝えしているつもりでございまして。我々がまとめた11月にまとめた報告書にも、再委託に関しては、適切ではなかったというふうに整理をさせていただいておりますので、修正をしているつもりではございません。

○高橋真委員　そうですか。分かりました。明言したというふうに受け止めたんですけれどね。

時間も時間なので最後にしたいと思っております。公室長、知事公室全体にも、基地対策課全体にも、最後にお尋ねをしておきたいと思っているんですけど。よく皆さんとやり取りをしている中で、駐在と本庁側、本庁側と駐在側の現場とのコミュニケーション不足がもう原因だと、よくおっしゃっている答弁されているかなあというふうに思っているんですけど。私のほうから見ると、このワシントン駐在問題の本質というのは、執行部が繰り返し今主張されているコミュニケーション不足というものではないというふうに感じております。今いろいろ質疑させていただきましたけれど、もう違反と、法令違反と規則違反と不適切な事務処理の多分オンパレードだったんですよ。もう明確に言い切れる部分だと思っているんですけど。そういった様々な違反違反や、放置してきた部分に関して、これコミュニケーションの問題ではなくて、この知事公室という組織という部分において、行政としてですよ、基本的なルール、そして、国内法令がもう形骸化をしていると。何で米国の法令だったらオーケーとか、簡単に言えるのかなと思う。不思議に思うわけですよ。沖縄県の職員ですよ。日本国ですよ。ガバナンスがもう本当に崩壊していたんだなというふうに感じてしまうんですね。だけど、また法令を軽く見ていないかという心配もありまして、やはり組織風土に長年にわたって放置されていた部分もあるんだろうなというところで、結果的に多額のこの公金を不透明な形で支出させ続けたということというのは、当時のこれ担当者や現場、本庁だけではなくて、現場だけではなくて、今も引き続けているわけですから、これ所管のトップである知事公室長ですよ、やはりここで言うと。知事公室長御自身のやはり重大な管理監督責任というのを、明確にお認めになられるものなんではないでしょうか、お伺いいたします。

○多良間一弘知事公室長 お答えいたします。

今いろいろおっしゃっているこのワシントン事務所駐在の問題に関しましては、我々としましては、最初のコミュニケーション不足情報のやり取りというのがまず大きな根本の原因だというふうに考えてます。これはなぜかといいますと、まずこの日本で言うところの株式会社に相当するようなＣコーポレーションというアメリカのほうで株を発行する会社を設立するという段階において、その情報がまず本庁サイドになかったということがございます。そういった情報のやり取りがしっかりなされていなかったおかげで、これに関する意思決定の文書決裁とか、そういったものがなされなかったし、株を発行しているということが本庁側でも認識されなかったことによって、先ほどの財産登録でありますとか、それから、議会の経営状況の報告でありますとか、そういったもろもろの決議が認識されなかった、手続がなされなかったということにつながっていったんだろうというふうに考えております。そういった部分につきましては、当初のこのワシントンにおいてはこういった法人をつくっていくという際の米国における法律の熟知、あるいはそれにどういった形で日本の法令が関係しているかというそのやり取りの部分がですね、うまくいかなかった部分だろうと思っております。そういったところを、しっかりできなかったという部分に関しましては、県という組織としてしっかりこういった県職員の認識とか、取扱いというものを指導し切れなかった、あるいは管理監督できなかったというものにつきましては、公室長という立場として、非常に重大な問題であると考えておりますし、責任があるものというふうに考えているところでございます。

○高橋真委員 これコミュニケーション不足だったというお話というのは、私、あまり納得してなくて、組織論を曖昧にするんですよ。組織の責任を曖昧にするので、これあんまり、なかなか納得しづらくて。例えば令和２年に当時の班長が、現課長がしっかりとこの株式の部分は認識して、知事公室長、課長に報告しているけれど、行かなかったじゃないですか。共有できなかったじゃないですか。それでそのときの当時の知事公室長は、この百条委員会で何て答弁したかという、相当な注意を払ってれば、もしかしたら防げたかもしれないと。自分のところに報告来たことに対して、それを組織として展開できなかったということを言っているわけです。これ不作為といいます。だから要するに何が言いたいかというと、これは組織の問題なんですよ。長年放置をした、この違法状態を放置し続けた重大な過失は、コミュニケーション不足で

済まされるものではないんですよ。

それはしっかりと認識していただくということが、いわゆる知事公室長としての認識ではないんでしょうか、お伺いいたします。

○多良間一弘知事公室長 お答えいたします。

コミュニケーションという言葉を使っているので、少し軽く感じているものかもしれませんが、これは当然、上司から部下へあるいは部下から上司への命令、伝達だとか、ちゃんとした業務報告だとかそういった部分だろうというふうに考えております。そういったものを含めて一括してコミュニケーション不足という形で、ちょっと我々表現させてもらっているところなんですけれども。令和2年のそういったチャンスがあったというところに関しまして、そこを掘り下げて、どこまで調査できたかという部分に関して、いろいろ、株券が法律事務所に保管されてそういった情報すらも、まだ伝わっていなかったというような部分、あるいは把握されてなかったという部分において、さらにそういった調査ができなかった、それによって把握できなかったという部分があるのではないかなと推察しております。そういった情報とか、そういったやり取りというものがしっかりと伝わらなかった、伝え切れなかったという部分とか、そういったものに対して指示できなかったという部分が組織として弱かった、あるいは足りなかった部分だろうというふうに認識しているというようなところでございます。

○高橋真委員 だから、どういう意味。どういうことですか。

○多良間一弘知事公室長 だから、県として、組織としてですね、そういった部分についての法令遵守というか、そういった部分の管理、そういったものが不足していたと、弱かったということでございます。

○高橋真委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 ちょっとお金に絞っていきたいんですけどね。

さっきも説明していたんですけど、アディショナル・ペイドイン・キャピタルってあるでしょ。

これ皆さんどういうふうに処理しています。この資金はどのような性格ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 日本語で近い表現でいいますと、追加払込資金という表現になるかと思いますが、資本金とは別にですね、資本の部にその会社の経費に充てるために、資金を入れているというような資金になると思います。

○大浜一郎委員 これ要するに返済が必要なものですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 借入金というものとは別ですので、返済は必要ございません。

○大浜一郎委員 となってくるとですね、これはね、資本性資金、追加払込資本というのは、資本性の資金として、勘定を振り分けなきゃいけないんですよ、本来ね。

なので、追加資本性という資本勘定に入れて、毎年やっているわけだから、お金流しているんだから、こうなってくるとね、累積欠損とか純資産が毎年変わるんですよ。意味分かります。皆さんの今までの、だから、これがこんなふうに赤字になってきたりするわけですよ。

それで、基本的には議会からすれば、今までの説明はこれが資本性なのか、これ委託料なのか、財政支援なのか、経費なのか。どういう資金を一体流しているのかというのが明確に分かっていないわけ。

だけど報告しないから、自分たちも把握していないし、決算書も作っていないでしょ、毎年毎年。だから分からないわけよ。やってみたらこんななっちゃったというだけの話。だからこれも議会に説明もしないから、この資本性がどうなのかという説明も曖昧になってしまうわけですよ。本当に資本勘定にいつているかも分からないし、これね、ある意味、公の会計として、これはもう非常に不適切な、僕は処理だと思いますよ。この点はどうか。端的に不適切な処理か、大丈夫なのか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、委員の御指摘は、会社としての日常的な帳簿の管理というんでしょうか、勘定元帳のような形で日々の資金の仕訳をしっかりとやって、最後に決算にまとめていくという作業がされてなかったのではないかということだと思いますけれども、そのことについてはおっしゃるとお

り、指摘を受けて決算書類としては出しておりますけれども、そういう総勘定元帳とかが整備されていなかったということについては、先ほど申し上げたとおり、米国内の法律ではという面もありますけれども、我々として県として経営状況を議会に報告するという観点でいうと、よりしっかりとした帳簿なりがあるべきだったというふうに、その点について反省をしているところでございます。

○大浜一郎委員 もっともらしく米会計では問題なかったというけど、米国法上の法人解散と清算がね、仮に問題なくやったとしてもね。この地方自治法の報告義務とか、県議会の決算審議への審査権とかね。県民への説明責任まではこれは何も消えるわけじゃありませんよ。

ここだけ間違っただけじゃないのは、これ米国の法律でオーケーであっても、これ日本の交金会計にこれ置き換えることができるものなんですか。米国でオーケーだったら、ここには報告しないでもいいというような形だよ。全然違いますよ。だってあそこ100%沖縄県の出資の会社になっているんだ。議会に報告する義務があるのに、やっていないのに、毎年決算していなかったでしょ。それをまとめて決算して、誰がこれを認められるんですか。米国でオーケーですよなんて言ったって、我々何のことも分からない。お金の流れだって曖昧な説明している人たちが、資本金だったら資本金なりの勘定をきちっとしなければいけないでしょ。それを怠っているながら、米国はそうでしたよって。これでまことしやかに言うもんじゃないよこれ。日本の公な会計にね、米国の法律でオーケーだから、置き換えられるのか、それをやっていないですよ、皆さん。議会に一切やっていないんだよ。それが、これ不適切どころじゃないけども、違法ですよ。僕はそこを聞いているんだよ、言い訳はいいからこれは。どういうふうに考えますか。

○多良間一弘知事公室長 これは先ほどもお答えしたことと同様になるんですが、当初ですね、株を発券しているCコーポレーションというものを、という形態で法人を設立したという、こういった情報がしっかりと共有されていなかった。

そのために、議会に対する経営状況の報告と、そういったものがそれまでなされていなかったという部分につながっていったというふうに認識しております。

そういったことも踏まえましてですね、この問題が明らかになってきた令和6年10月以降、県としても様々な調査をし、報告書をまとめ、そういった経営

状況報告書ですね、これまでの口座であるとか、支出の履歴とかですね、そういったものから貸借対照表とかそういったものを作成して、議会にまとめて出すという形になりますけども、報告したというような状況になっているというふうなところでございます。

○大浜一郎委員　いつ報告したんですか。議会に。

○多良間一弘知事公室長　令和7年2月10日に議会に提出しているというふうになっております。

○大浜一郎委員　これは毎年の決算をしていなくて、毎年の決算をしていなくてまとめて決算して、これで報告した、これで済む話じゃないですよ。

○多良間一弘知事公室長　だからそれはですね、先ほど言いましたけど、毎年度本来はやるべきだったんですけども、当初、そういったものが設立した平成27年度からこの問題が明らかになる令和6年度まで、株を株券を発行している法人だという認識が本庁のほうになかったために、そういったことで、こういった交金の帳簿とかですね、そういったものを作られず、議会の経営状況も報告もされていなかったというようなものが、そういった状況があるというふうなところでございます。

○大浜一郎委員　本来なら、遡って一つ一つ丁寧にすべきなんです。毎年やっていないから、これあっているかどうか分かりませんよ。毎年監査報告も何もかもやっていかなければ、決算書としては認められないんです。それがなくて何で精算ができたのかって俺は不思議でならないわけ。

いいですか。この決算の問題とかこれお金の問題というのは、決算書に全部表れるんですよ。ワシントン事務所の閉鎖と清算を切り分けて考えてくださいね。閉鎖というものは、議会が事業費を認めなかったから、できなかったわけですよ。だから、閉鎖するという判断は恐らく妥当な判断。

でもね、DCオフィス社の清算というのはね、未報告だった過年度の決算があるでしょう。報告していませんよ。経営状況の報告もない。資金の流れの整理も非常にばらばら。議会に報告した上で、こういうものをちゃんと議会に報告した上で、会計とか財産の処分は判断するというのが、これが当たり前のやり方ですよ。

今回のこの閉鎖と清算を一緒にやってしまったというのは、この2つを一緒

に処理できるんかいと。僕は清算終了をやったことがある人間として申し上げるけど、これはできないよ。事業をストップしながら、この会社をちゃんときれいに閉鎖して清算していくんですよ。これは過去の決算書が全て申告しているから、きちっと認められているから、成り立つ話なんですよ。

だから、それを何で2つ一緒にできるんですかと。こんな未報告の中で、議決を得ていないで、報告だけでできるんですか。こんないいかげんな処理はないですよこれ。申し訳ないけど。これができる理論的な整合性をきちっと言ってくださいよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず、清算と閉鎖の関係でございますけども、委員おっしゃるように、令和7年度予算執行できるものがなくなりました。とはいえ、4月から事務所の賃貸料とか、7月1日から発生している固定費が令和7年度もございますので、それは緊急的に予備費を活用させていただきながら、できるだけ早くそういう固定費は執行しないで済むように、閉鎖に向けて動いたというのが、令和7年度の当初からの動きでございます。それはできるだけ早く固定費を使わないで済むような形で進めていったわけですが、それと併せて法人の解散についても、どのような手続があるかということ、現地の弁護士にも、契約した上で相談をしながら進めていった結果、閉鎖と同じようなタイミングで実施することができるということで、実施してきたわけですが、委員がおっしゃるように、日本で通常会社を清算するときの非常に大変な作業があるということとの比較としては、ワシントンDCオフィス社は、実際に事業を行っていたわけではないので、いろいろ仕入れとかそういう生産とか販売とかっていう細かな工程があるわけじゃないので、比較的清算がしやすかった状況にあったかとは思いますが。

○大浜一郎委員 あのね、今おっしゃるのは、要するに事業を停止するのは分かる、お金が出ていくから。ストップできるんですよ、お店をやっています。厳しいから閉めます。店を、シャッターを下ろします、これ閉めるという。

しかし運営した会社は、ちゃんとした手続を取っていかなくちゃいけない。これアメリカでつくった会社かもしれないけど、沖縄県の100%子会社になったんでしょ。でしょ。だってこれは米国会計であって、我々やる場合には、日本の公会計にこれを変えて報告しなければいけない義務があるでしょう。私たち何もないわけよ。こういったのが今までない。だから2つ一緒にできる理論的根拠は何かと言っている。ないはずなんだよ。できないんですよ、本当は。だって手続を踏んでいないんだもの全く。何でこれ2つできるんですか。そこ

はね、きっちり言わないとこれ本当に、司法判断に持っていけないと分からなくなりますよ。

だからその辺のところ、あんまりいいかげんな答弁しないほうがいい。この理論的根拠をきちっと説明できるようにできますか、今後。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員の御質問の趣旨は、米国の会社のことでなくて、県庁側の問題として、公会計との関わりということを整理すべきだということなのかなと受け止めましたけれども、その関係では、私どもとしては、追認をした後に、経営状況の報告という形で議会に報告をするということを行ってきたというふうな認識でございまして、その後この会社を閉めるに当たって、何らかの手続が必要かっていうところについては、私どもとしては、現時点では必要ないというふうな認識でこれまで進めてきているということでございます。

○大浜一郎委員 この認識が非常に誤っていると思ってます。本来やるべきことをやっていないで、この2つを一緒にやっちゃって、もうやっちゃえと。何でこんな急ぐかなと私はちょっと疑問に思ったりもする。このやり方はとっても間違っているし、これは様々なものに今度引っかかってくると思いますよ。

だって今だって理屈言えないでしょ。2つ一緒に処理した理屈が言えないでしょ。そうかというふうには納得できないはずですよ。報告したってこれ。だから何度も言いますよ。1回も決算を議会に報告していない。BSもPLも分からない。そんなものを持ってきて、がちゃんこしてね。ここで報告したということになるのかと議会に。僕ら賛否しましたか。していないよ、こんなの。だから何で2つ一緒にできるんだということを聞いているわけよ。だから理屈だけ。今後改めてできることがありますかと聞いているわけ。できるならできる、できないならできないで結構です。

○玉元宏一郎基地対策課長 今御指摘のあったような趣旨の検討ができるかについては少し内部で検討したいと思います。

○大浜一郎委員 最後にちょっとお聞きしたいんですけどね。これね総勘定元帳も出納帳もない中でね、銀行口座入出金の一部が確認できないというのがまだ払拭されていないかもしれない。全部されたかどうか分からない。多分確認できないこともあるかもしれない。そういう中で、清算終了を先行させる、一緒にやっちゃったということについてはですね、ある意味、こういうことを

疑ってしまうわけよ。これね、真相解明を逆に困難にしている。

そして、例えば違法性とか、不適正処理を事実上見えなくしてしまう。清算したからね。そのときの書類を全部破棄しました。と言ったら後追いでできないわけよ。そういったことだってやることだって実は可能なんですよ。ちゃんと認められた清算終了ならね。だからそういったことまで疑ってしまうわけですよ。今の答弁になってくるとね。

だから、僕が今言ったのは、お金の流れがきちっとしない中で、こういった論拠で清算したか。閉めるのは問題ない。閉めるのは経費を止めるために閉めればいいんです。閉めればいいだけ。会社というのは生き物だから、今までの中ではきちっとしたものがあって清算できて、ちゃんと報告をするということですよ。その報告がされていない。がっちゃんこしたのを流してね、これが報告ですよ。僕らどうして、どんな議論ができました、これに対して。できていないでしょ。だからこの2つ一緒にしたということは私は基本的に私個人、議員としては絶対認めない。認められない。こんな不作為も、極めて、非常に、姑息なやり方というのはね、僕は個人としては議員としては認めない。経営者としても絶対認めない。認められない。

だから今やった処理はもう過去に終わってしまったかもしれないけど、きちっと今検討すると言いましたよね。これきちっと出さないと、これ終わらせませんよ百条委員会。今日で終わりたいけど。だからその辺のところ、しっかりしてくれないと、本当の意味での終わり、来ないですよ。

もうこれ別のところでジャッジしますかって話になる。だからそんなことしないようにも、それに耐えうるような、ちゃんと報告出してくださいよ。

知事公室長、どうですか。

○多良間一弘知事公室長 先ほどと同じ繰り返しになるんですけども、本来であれば、毎年度こういった経営状況等を議会のほうに提出するというべきであつたんですけども、まず当初に説明したとおり、当初のほうは、株を発行しているような法人であつたという認識はされなかった。そういったためにこの議会の経営状況というの、報告がされていなかったわけでございます。

それが令和6年10月以降にこういった調査とかいろんな指摘を受けて、株式会社と相当する会社であつたということが判明した後ですね、こういった財産登録とかも行い、経営状況報告についても、銀行口座の入出金記録でありますとか、いろいろ様々なそういった資料を用いて損益計算書であるとか、貸借対照表を作成しまして、平成27年度から令和5年までの経営状況報告書で取りまとめて、先ほど言ったように令和7年2月10日に議会のほうへ提出している

というような状況がございます。

そうした状況を踏まえて、委員が今どこまでのことを求めているか、少し私もつかみかねているところありますので、そこはまた後日検討させていただきたいというふうに思います。

○大浜一郎委員 最後に、これは血税を約10億円——人件費入れたらもっといくんでしょう、10億円以上の県税をね、真水の県税を使った事業なんですよ。会社が閉鎖した、清算したからと言ったって、県民への説明にはなっていないんですからね。こんだけのお金を使ってきたってことをきちっと説明できる、これはあなたたちに義務があるじゃないですか。これは果たせないと駄目ですよ。県税という公のお金、県民のお金を使ったということを忘れないで、これ処理に当たってくださいね。これだけは申し上げたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 他に質疑はありませんか。

ちょうど2時間経過しましたので、休憩を取りたいと思います。

16時5分から再開したいと思います。

午後3時44分休憩

午後4時5分再開

○西銘啓史郎委員長 それでは再開いたします。

質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 それでは早速質問に入ります。

今回はまずワシントン事務所を、県はワシントン事務所と公式に言っていないですね。ワシントンを駐在としか言っていないですね。この事務所と駐在の違いは何でしょう。

○玉元宏一郎基地対策課長 簡潔に申し上げますと、事務所というのは県の行政組織規則でいうと、出先機関としてもし位置付けるのであれば、駐在は出先機関ではなくて、駐在本人が現地に転任をして、現地で仕事をする、そういうような違いがございます。

○下地康教委員 今回、このワシントン駐在ですね。これ、職員が現地に行っ

てね、事務所という本拠点もないのに、あちらに行って、皆さんが今までこれまでおっしゃっているような業務が果たしてできるのかどうかですね。本当にそれでできたのかどうか。これどうなんですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 おっしゃるように駐在が行くだけでは、十分な活動ができない場合がありますので、事務所スペースであるとか、活動に要する経費をしっかりと支援する。また、法的なサービスを受ける。そういうことを含めて、別途委託事業として、駐在を支援するという予算事業を立てて駐在をし、その中で支援をしながら活動してもらおうというような仕組みになっております。

○下地康教委員 この仕組みが問題になっていると思うんですよね、今回ね。要するに委託をしてその活動を委託費で賄ってもらおうと。本来ならばですね、これだけの業務を進める、また重要なですね、今までかつてない、その業務を遂行していく中ですよ。この事務所を作成しないで、委託業務だけで物事を進めていくというのは、非常に荒っぽいというふうに感じるんですけどもね。それだけの業務をしっかりと遂行していくためには、それなりの手順、また、その手続等が、事務所をつくってやるべきだと思うんですが、その辺りは、今現在どう思いますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントン駐在を設置した時点では、今のようなスキームでスタートしたわけですがけれども、なぜこういうスキームで進めたかということですね、当時庁内で検討する際には、アジアでの事務所ですね、アジアでの海外事務所も県庁の組織的には駐在という形で配置をしておりますので、それと同じようなスキームとして考えたんだろうなということは想像できるところでありますけれども、ただ、委員おっしゃるように、それだけでは足りない面があるとしたら、その出先を置くということになるわけですが、それにはおっしゃったように、出納員として、また県職員を置かなければいけないとか、様々それに伴うコストもかかってまいりますので、そういうこと、コストとの比較も含めてですね、検討をするような性質のものかなというふうに思います。

○下地康教委員 ワシントン駐在というのはですね、当時、翁長知事が政策として、一丁目一番地で掲げたものですよ。ということは、それはそれなりですね、その当時のスタッフといいますか、三役が覚悟を持って、また成果を

上げるといふ意気込みで、それをアメリカにやろうといふふうに思っていたはずなんだけれども。それにしてもですよ、その体制づくりが全くなっていない。そういう結果になっているわけですよ、今ね、やってみたら。これどう思いますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおり米国のワシントンDCという、全くこれまで実績がない場所に駐在を置くということについての事前に十分な現地の法令の確認であるとか、ということを経験する時間をしっかり取って行くべきだったというふうに思います。

○下地康教委員 それとですね、私が思うには、これだけの業務をこなす、また対外的にこれ、要するに自治体同士の話じゃなくて、ほかの国に行って、そういう動きをするわけですから。これはちゃんとした事務所をつくる。それでその中においてですね、例えば事務所の行動規定。例えば所長であったりとか、その職員の職務規定であったりとかですね、例えば、所長の印鑑とかですね、その文書処理の規定。そういったものをつくってしかるべきであったんじゃないですか。どうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃるようなことは、その出先機関として事務所を置くとなった場合には、そのような、様々な規定なりを整備する必要が出てくるかと思いますが、今までの実績、流れの御説明でいうと、駐在という形でこれまで進めてきたということになります。

○下地康教委員 これですね、その結果が今物語っているんですね。つまり、そういったことを、きちんとやっていないから、今こういう問題・課題というか、それが出てきたんですね。噴き出してきたというふうに私は思うんですけども。要するにそれをするべきではなかったかということですよ。

それを皆さん方、今の現状を見てですよ。いろいろな不適切な手続であるとか、そういったものを見て私が申し上げたように、そういったことをやるべきじゃなかったのかと。やるべきだったというふうには思わないですか。どうですか、今現在。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃるように、その事務所を出先機関としてつくってということも、当時検討したかどうかということは、確認できませんけれども、時間をかけて検討する選択肢にあってもいいだろうとは思

ますし、また一方で、駐在の形で進めたとしても、今まで申し上げたように、これまで反省すべき点が多々ございますので、そういうことをしっかり事前に検討しながら、法的にもしっかり適切な形で進められるようにする余地があったと思います。

○下地康教委員 それとですね、これまでの証人の皆さん方の中にはですね、ワシントン事務所としては公的なお金を取り扱う口座がつかれないと。今の駐在という組織ではですね、そういったことを申し上げているんですね。証人尋問の中でですね、その担当者が、これつまり駐在所としてはお金の出し入れができないということだったと思うんですけども、これどうなんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 駐在は、そういう出納員の地位を兼ねているわけではありませんでしたので、県の予算の執行ということの権限はございませんけれども、今回のケースでいうと、ワシントンDCオフィス社という現地の会社の役員という地位も兼ねておりましたので、その役員の地位という立場において、現地の会社の口座を管理しているというようなことが、行われたということでございます。

○下地康教委員 それと私は最初申し上げたように、これだけの業務、仕事をアメリカでこなしていくためにはしっかりとした駐在所を策定しないと、この業務が果たせないのじゃないかなと、またするべきだだというふうに思っているんですけども。

ただ、これまでの証人の皆さん方が申し上げているのは、例えば、そういう業務、また手続をしなければならなかったというふうには思っているんですが、ただ、この認識がなかったという話がよく聞こえるんですね。

皆さん方の公務員としての、この業務の進め方において、これ認識がなかったというのはどういうことなんですかね。

部長、どう思います。この認識がなかったという表現は。

○多良間一弘知事公室長 お答えいたします。

これは先ほどもお答えしたところなんですけども、まず株式を発行しているCコーポレーションという形態で、法人を設立したというような、そういった情報も共有がしっかりとされていなかったということによりまして、関係するような法令、この株式会社で必要な法令、先ほども言いました議会の経営状況の報告でありますとか、資金管理の帳簿であります、そういったものについて

ての手续が必要だという認識に至らなかったということだというふうに考えております。

○下地康教委員 皆さん方、業務を進める運営においてはですね、勝手に進めることはできないですよ。つまりその起案文といいますか、事務文書の規定においてはですね、この業務を進めたいというところは上司に伺いますよね。この認識がないということはその起案文がないということです。これ、起案文がなくて業務ができるんですか。

どうなんですか、部長。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の行政の仕事の進め方としては、基本的には起案でもって、組織としての意思決定をして、方向性を決めて業務を進めるということが基本でありますので、そういうふうに基本的に全ての業務について進めていくのが普通なんですけれども、今回のケースについては、初めに会社を設置するということについての意思決定が文書でなされていなかったことで、その後の問題につながってきたというふうに思います。

○下地康教委員 この株式会社をつくるというのが、このワシントンの活動の肝ですよ。ですよ。この重大なこの肝をですよ、しっかりと手続を取って業務を進めるというところの認識がなかったというのが、考えられないんです。どうですか。

○多良間一弘知事公室長 お答えします。

これも課長からあったとおりでなんですけども、まさに当時ですね、そういったところについての情報のやり取りとかがなく、こういった意思決定の過程を文書でもってしっかりやるというところがなされなかったというのは、行政として非常に問題のあったものであるというふうに考えておるところであります。

そういったことがないように、県においては、いろいろこういった手続の在り方とかそういったものについて職員に再度いろいろ周知をしているところでもありますし、こういった部分について、この問題については責任を非常に感じているというところでございます。

○下地康教委員 それとですね。これまず起案文がない。つまり、その業務はその関係者に共有をされていないということです。起案文がないというこ

とは。ということはですよ、要するに、言葉言い換えれば、付度で物事が進んでいるのかなというふうにしか思えないんですね。そうすると起案文がないということは、今度は何が起こるかという、要するに申し送りができないんですよ。つまり皆さん方は人事異動がありますよ。ずっとここにいるわけじゃないですよ。せいぜい三年四年。このワシントン事務所というのは10年やっているんですよ。同じ人がずっとやっているわけじゃないんですよ。ということは、その申し送り、引継ぎ事項。これ必ずやりますよね、皆さん方。それがなかったということですよ。どうなんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおりですね、最初の時点で文書による意思決定がなされていない、つまり起案がされていない、文書として残されていないということが要因となって、そのあとの引継ぎなどにも影響してきたということで考えております。

○下地康教委員 これはもう重大なことですね。これはあってはならない業務の進め方ですよ。それがこのワシントン事務所。本当に一丁目一番地、翁長さんがやろうとしていたこの業務がですよ。これ全く、行政として機能をしないような業務の進め方、これも付度以外の何物でもないと思うんですけどもね。それで結局、関係する方々がそこに認識がなかったと。それで問題が収まるかどうか、これちょっと疑問ですよ。

だからこの重大な政策、知事が公約で申し上げたことをですよ。県の行政の中で、行政の仕組み、業務としてちゃんと成立をして、業務が進んでいなかったというのがですね、これはもう非常に大きな問題だというふうに考えてますよ。

それで、職員の処分というのもありましたんですけども。これもですよ、これは訓告とかそういったものがあつたんですが、こういったもので済ませるのかなというふうに思いますよ。

だからもう少しですね、しっかりと業務の進め方の原因、それとどこに問題があつたのか、そういったものをしっかりと県民の皆さん方に分かるようにしなければならぬというふうには思いますね。

それと今回のワシントン駐在問題。これは私は、翁長さんがですね、公約を実現するのを急ぐあまりですね、そういうやり方をしたんじゃないかなというふうに思ってますよ。だからもう少し、しっかりと、その手続を踏みながらですね、もちろんその組織的に情報を共有しながら、その起案を上げて、それで物事を決めていくというようなことが、一番大事だったというふうに思い

ます。これを今まで、全くそういった共有もしない。誰が決めたか分からないような業務が10年間続いて、約10億円もの予算が使われた県民の血税が、それをどういうふうに説明するかということですよ、皆さん方。これ非常に大きな問題だと思いますよ。

そういう意味では、この問題というのはですね、しっかりと考えて、しっかりとどこに問題があったのか、その認識がありませんとか、なかったとか、そういった問題じゃないと思いますよ。やはりそうすべきであったということですね、しっかりとやらないとこれは再発防止にはつながりませんよ。

それを最終的にやっていただきたいというふうに思うんですけど、部長どうですか。

○多良間一弘知事公室長 お答えいたします。

この問題については、令和6年の10月から、いろんな問題が明らかになってきたわけですが、当初に株を発行している会社と法人形態でもって設立されたといったようなものが、先ほど来、指摘があるように、しっかりとした起案が、文書でもっての意思決定がされずに、そういったことがまたしっかりと引継ぎされずに来たことによって、株式会社としての必要な手続というのがなされてこなかったというのは非常に問題だというふうに考えております。

そういったものについては、丁寧にいろいろ関連法令等整理してですね、やっていくべきだったというふうに、非常に反省しておりまして、こういった部分についての県職員の認識という部分についてはですね、これまでもまたこの問題を受けて周知を図ってきたところですが、今後も引き続きこういうことが起こらないように、県職員として連絡体制とか情報共有の在り方、そういったものをしっかりと考えながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 私のほうからも何点か質問したいと思います。

まず初めにですね、仲里所長と弁護士とのメール、拝見させていただきました。そのやり取りの中で、私たちも本当は全てを黒塗りを外してほしいという要望ではあるんですけど、その中から特に大事と思われる部分だけ絞って、皆さんに開示請求したわけです。

それにもかかわらず、黒塗りを解除しない理由について教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員が御指摘のところは、まず私どもが自治法の100条の第1項に基づいて記録請求を受けて、その後我々が記録を提出する際に、100条の第4項に基づいて、職務上の秘密として、申立てをしつつ、マスキングをさせていただいて提出したものに対して、さらに解除してくださいというような文書でいただいている件だと思いますけれども、これについては、今その取扱いについて、県の法律顧問、これは弁護士ですけども、そこにも相談をしながら、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○徳田将仁委員 この内容がですね、書かれている内容が、非公開を前提とした調査検証委員会だからというところがその内容で、開示できないと書かれていたんですね。

そうではあるんですけど、それを提示できないということを判断した人はどなたですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 請求を受けて、まず担当課として基地対策課のほうで検討して、その判断した内容を知事公室長まで調整をして、決裁を取って提出をしております。

○徳田将仁委員 では、課長、知事公室長の判断としてそれを行ったと認識するんですけど、その中で黒塗りをこれ解除した場合ですよ、それで具体的に誰にどのような損害が、また支障が生じるのか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 黒塗り、マスキングをする考え方なんですけれども、まずは一般的に、我々が情報開示請求なりを受けるときに行われていることと近いものがありますけれども、この内容を一般に知らせることによって、個人情報保護の利益ですとか、法人の営業上の利益ですとか、公務に支障を生じさせない利益ですね、そういうような各種利益が損なわれるというふうに考えられるものは、我々としてはマスキングをして、開示をするのが一般的なわけなんですけれども。

それに加えて、今回は100条第1項に基づく請求でございますので、百条委員会からの請求でございますので、そうではあるけれども、百条委員会の調査に協力をするという観点で、我々はそこも踏まえて検討した結果、それでもな

おマスキングしたほうがいいということで判断しているわけですが、今回の、今御指摘のあった箇所については、非公開を前提に行われている沖縄県が設置した調査検証委員会の委員からの直接の質問内容になっておりまして、委員の発言そのものというような内容のものになっておりますので、これを公開の場合である百条委員会に提出した場合、この委員、またはこの非公開の会議からですね、県からの信頼が失われたりですとか、また今後ですね、県庁内でいろんな同じような非公開の会議ございますけども、そういう同種の業務を行うに当たって、外部有識者からの協力が得られないとか、あと、そういう公務に支障が出るおそれが非常にございますので、職務上の秘密に属するということでマスキングをさせていただきます。

以上です。

○徳田将仁委員 今のお話ですと、この非公開というところは、とても大事だよとおっしゃりたいはずなんですけど、百条委員会ってそう簡単にできるものじゃないと思うんですね。その百条委員会より優先される非公開というところを、もう一度説明してください。

○玉元宏一朗基地対策課長 ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、百条委員会からの請求であることも踏まえて、通常の情報開示請求であれば、マスキングをすると我々だったら判断するところも、今回は開示をする形で資料は提出させていただきます。それでもなお、今回の非公開の調査委員会の状況という議論というのは、当初から非公開を前提にしているものですので、それも県が設置した調査委員会ですので、これを百条委員会からの請求があったからといって、すぐに公開をするということについては、非常に問題があると判断、外部から見なされるおそれがあるということでございます。

○徳田将仁委員 今の話を聞いていると、この調査検証委員会の非公開性というところが大事だと。ということで、百条委員会の調査権よりも優先されているという認識と今受けているんですよね。だから出していないと思うんですよ。

でもそれって、この百条委員会って、例えば議会に与えられたもう一番強力な権限だと思うんですね。それをもう例えば、この検証委員会を設置すれば、それを超えて制限できるということになるけど、その認識でよろしいですか。それも前例をつくることになりますよ。そしたら。さっき言った前例をつくり

たかないっていう。

○玉元宏一郎基地対策課長 一部重複するかと思いますが、百条委員会の調査・権限を踏まえても、これを公開することで、我々が今後同じように非公開の有識者会議なり、委員会を開催するときに、影響が及ぶというふうに考えているの今の状況でございますけれども、冒頭に申し上げたとおりですね、今その取扱いについては、法律顧問にも相談をして、どのようにするかということを検討しているところですので、そういうふうに御理解いただけたらと思います。

○徳田将仁委員 今の理屈は分かりましたけど。でもですよ、この百条委員会の、僕たちが先ほど今、求めた黒塗りの場所というところが問題なんですよ。

だってこのLビザの継続性が困難であると。この場合だったらまずいよと言っている答えを私たち、いただいているんですね。その質問が黒塗りなんですよ。じゃその質問、何の質問したから困難なのというところを、私は知らないまま今議論しているんですよ。

こんな状況あり得ると思いますか、県民が聞いて納得すると思いますか。だから、おかしいからそこを開示請求しているんですよ。

そこで私たちの、今この調査検証委員会も含めてですけど、これって何でやるのかというときに、県民に対する説明責任じゃないですか。そして、事実解明のために設置されていると思うんですね。それが僕たちが最終的に求めているところなんです。解明したいところ。ここを忘れちゃいけないと思うんですね。

だから、この今の執行部の対応ですけど、百条委員会への対応よりも、この真相解明よりもですね、何でその非公開が優先されているのかというところが、県の認識としておかしいんじゃないかという質問です。

○多良間一弘知事公室長 今の御質問に関しまして、百条委員会の権限よりも優先させているというような意味合いではないということは御理解いただきたいと思います。

そういったことではなくて、こういった非公開でやられている、各種委員会等の情報を出していくことについての影響が大きいというふうに考えたことを踏まえてですね、今回黒塗りにしたというところでございます。

これに関して、再度こういった形でまた開示の請求があるということを踏まえまして、我々としては法律顧問にも相談しながら検討していきたいという

ころでございます。

○徳田将仁委員 公室長がおっしゃった、影響が大きいと先ほどから言うんですけど、影響が大きいという影響って何ですか。

○多良間一弘知事公室長 お答えいたします。

これ先ほども課長から答えたことが重なるんですけども、公開の場である百条委員会にですね、非公開で行われた調査検討委員会の調査の内容とかそういったものを公開することによって、この県への信頼が失われる。今後同種のこういった業務を行うに当たって、有識者等からの協力が得られなくなるといったものを支障として考えておるところでございます。

○徳田将仁委員 じゃ、県政の信頼が失われるのであれば、その事実を隠すということよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 事実を隠すという意味ではなくてですね、その検証委員会で議論された結果は、検証委員会の報告書においてまとめられて、それは公開をされておりますので、その中に検証委員会で示された、議論された結果としてまとめられておりますので、検証事実を隠しているというよりは、検証委員会での非公開の議論がなされている。それは県がそれを表に出さないということ、委員は認識した上で議論されているということについて、出すということに対する影響が大きいという判断をしたということでございます。

○徳田将仁委員 後々もそういった同じような質問が出てくるので、またそこもこの問題も一緒ですので、だからこれ前に歩かないですよ。百条委員会も、何度も同じ人呼んだり、何度も同じ話したり、皆さんが早く解決する気がないんですよ。

次の質問移ります。

このワシントンコア社との契約なんですけど、ワシントンコア社との契約を、県は国内取引と思っているのか、国外取引と思っているのか、どう整理しているのか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今ワシントンコア社との委託契約のことだと思いますけれども、これは海外で事業が展開されておりますので、海外との取引というふうになると思います。

○徳田将仁委員 役務の提供は、海外にあったと認識しているのか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 この事業は、米国のワシントンDCでワシントン駐在を支援するということでございますので、役務の提供は米国で行われているというふうに考えます。

○徳田将仁委員 役務の提供が国外にあったと。そして国外取引だと認識していると今おっしゃいました。

では、ワシントンコア社との委託契約においてですね、国内課税取引として、なぜ扱ったのか説明してください。

○玉元宏一郎基地対策課長 課税というお話でしたので消費税のことかなと思うんですけども、契約に当たっては、消費税は課税されていない、消費税は含まれていないというふうに考えています。

○徳田将仁委員 消費税は出ていないかもしれないけど、例えば、僕が言いたいこと分かると思うんですよ。公募段階で税込ベースじゃないですか。ですよ。今、僕言った時点で納得しているんだから。じゃ、税込価格で取ったということは、消費税分も入っているだろうという質問なんですよ。

なんでそれを、この国外企業と決まった時点で、役務が国外にある外国にあるんだったら、契約段階で普通は消費税分、外して整理すべきだったんじゃないのという話なんですよ。

そこら辺いかがですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 積算時点では、海外の企業か国内の企業か、どちらも一応契約できるということで消費税も積算をしているわけですけども、実際の契約の際に、見積書を提出してもらう際には、消費税が課税されている事業者は、見積書の最初の総額、見積もり金額は、必要な金額をその欄に数字を入れて、その下に消費税を除いた額、いわゆる消費税除いた額と今言いましたが、正確に言うと消費税相当額を減額させて記入をすること。そこが入札書比較価格になりますよというような見積書の書き方になっておりまして、その考え方は課税されている事業者と課税されていない事業者が、公平に競争ができるようにという意味で作られているんですけど、考え方としては、

契約に必要な金額はその一番上の欄に書くということがベースにありますので、消費税分を課税されていない事業者が、いわゆる消費税相当分を上乗せして利益に乗っているということは、ないという仕組みになっているということです。

ちょっと分かりにくいかもしれませんが、すみません。

○徳田将仁委員 一般論として、国外の企業に消費税を支払うことはありますか。消費税分の含めた委託料という意味ではないですか、消費税を支払うんですか。消費税を企業に支払うということが、何か原理的に違うような気がするんですけども。委託料として、こうやって入れることはあるのかという話ですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 海外の企業と契約をして、消費税が課される場合があるのかなのかということだと思いますけども、幾つか想定されるケースはあって、海外の企業と契約して、役務の提供が全て海外で行われている場合には、消費税は全く課税されませんが、例えば国内に支店があって、国内の支店で、国内で役務を提供しているとか、そういった場合にはその分については税がかかるとか、そういうケース・バイ・ケースで課税されるケースがあるということです。

○徳田将仁委員 分かります。僕もそれは存じているんですけど。先ほど玉元課長も、この企業は役務は国外であると言い切ったじゃないですか。国外企業であると、役務も全部国外だと。だから支払う理由が何であるのかと僕は聞いているんですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもは、消費税相当分を彼らが必要経費としている経費に上乗せして委託料を払っているという認識ではなくて、委託事業者は、消費税を除いた額で見積金額を出していて、それを基に我々契約をしているという認識でございますので、消費税を相当分払っているという認識ではございません。

○徳田将仁委員 その判断はどなたが行ったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほどちょっと分かりにくい見積書の記載の仕方のことをお話ししましたが、これは県全体で見積書の記載の仕方というの

は、規則で決まっております、その手順どおりにしている、取り扱っているということでございます。

○徳田将仁委員 その手順は、どなたが印鑑押したんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 誰が決めたのかということだと思いますけれども、契約の決裁・専決は統括監専決になりまして、その統括監専決に行くまでに見積書などを受けて、内容を確認するという作業は担当課のほうで行います。

○徳田将仁委員 では統括監が、最終的に決めたという認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 専決者としては統括監になります。

○徳田将仁委員 ワシントン事務所における最終判断の主体ですけど、それというのは、県庁だったのか、それともワシントン事務所側にあったのか、お聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントン駐在を現地に駐在させるという決定は、沖縄県が決定をして、駐在規定を制定をして、実際に人事発令をして転任させているわけです。

今の委員の御質問は、ワシントンDCオフィス社をつくったことということなのかなと受け止めるわけですが、これについては、先ほども少し申し上げましたけれども、平成27年の当時の5月前後に、1度ミーティングの中で法人をつくるということは本庁側にも報告ありましたけれども、その後は現地のほうで法律事務所なりと調整をしながら進めていったというふうに考えております。

○徳田将仁委員 ワシントン事務所における重要事項ですね、最重要事項、いろんな契約だったりとかあるじゃないですか。そういったものの最終的な判断は、事務所、所長が行っていたのか、県庁が行っていたのかという質問です。

○玉元宏一郎基地対策課長 私ども県庁側からですね、委託事業の観点で予算執行を見ているわけですが、今の委員の御質問は、ワシントンDCオフィ

ス社の役員として、判断していたのかどうかということと受け止めますので、ワシントンDCオフィス社が様々な契約とか支払いをしているということについては、現地の役員である、役員の立場として駐在が判断されたというふうに認識します。

○徳田将仁委員 現地所長ですね、所長が、県庁の意向と異なる判断というところを独自に行うことは可能でありましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 よほど特別なことがない限りは、県が行うことと、駐在がワシントンDCオフィス社の活動も含めて行うことというのは、目的も方向性も同じではありますので、独自に行う、何かを判断するということはありませんかと思いますが。

一応現地の法人の役員という立場ということを原理的に考えれば、可能性としては、ありはしますが、通常の業務の中であんまり考えにくいかなと思います。

○徳田将仁委員 ではなかったということによろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 なかったと言い切れるのかどうかがよく分からない部分がありますけれども、県に判断をあえて仰がず、事務所内、社内で処理できると判断して、彼らで判断して対応してきたということはあるんだろうと思います。

○徳田将仁委員 今日の午前中、最後の所長、仲里さんと話したんですけど、僕は同じ質問したんですけど。考えたこともなかったです、かのような話したんですね。

今のは玉元さんの憶測ですか、何ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 午前中に前所長がお話ししたことは、ワシントン駐在としての本体の活動っていうんでしょうか、連邦議会とか、連邦政府とかに沖縄の課題を訴えとか、そういう、その本体の活動として動く際に、沖縄県の方針と異なることを行うというのは考えていないということだと思います。

それとは別でワシントンDCオフィス社の中で、細々とした判断をする際に、一つ一つ我々に伺いを立てているかということ、そうではないだろうという

ふうなことで申し上げているところです。

○徳田将仁委員 初代所長のところに移りたいんですけど、初代所長が契約内容や申請内容、どこまで理解、精査していたと認識しているのか、教えて欲しいです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑内容の確認がなされた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 平安山氏の証言ではですね、あまり内容を確認していないような状況でサインをされたような印象として、我々としては思っています。

○徳田将仁委員 その中で、今もし仮にですよ、この米国法人の所長、ワシントンDCインクの所長が理解していない場合でも、沖縄県と例えばコア社、委託先であるコア社がお互いで確認し合えていれば、米国での活動はそれでよかったという認識でよろしいですか。

県はそういう認識を持っているということではよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今の弁護士との委託契約に関連しているのかなと思いますけれども、本来であればもちろん、サインをするからには、その内容を確認をしてサインをすべきだと思いますが、サインに基づいて行われてきた弁護士からの役務の提供というのは、我々がもともと委託事業の中で求めてきていたサービスが実際に行われてきて、請求も受けて、しっかり対価も支払ってということで成立をして、特段、問題が生じなかったというか、問題が起こっていない状況が続いてきたと思います。

○徳田将仁委員 今、先ほどまでの話では、事務所の所長・副所長も含めて、今、主体性があったような話をしてたんですね。

でも初代のときには、全く主体性はなかったと。本人が言っていたんですよ。私はもうあくまでも県の職員であって、県の指示に従ってやれと言われて

ば、私はサインしますよとはっきり言っていました。百条委員会の場で、宣誓もして。

そこで今聞いたのは、所長が何にサインしているか分からない状態であつても、コア社と県が、この2つが理解し合っていれば、その所長が何か分からないというのをやったとしても、アメリカでそれが通用するのかと聞いているんですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 何か当時の所長が、内容が分からなかったか分かったかということを、明確に判定するのは難しいですので、その結果としてサインしたということは、対外的な効力としてはそれは理解してサインにしたということになりますので、その上で有効だったということになると思います。

○徳田将仁委員 だから、理解していなかった場合ですよ。それでもいい。県としては、いいという認識だったのかと聞いているんです。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど申し上げましたが、本来はちゃんと理解してサインするなすべきだと思いますが、理解していなかったのが事実かどうか、もう確認のしようがありませんけれども、本人がおっしゃったということではありますけれども、本当の意味の確認ができるかどうか難しいんですが、サインしたという事実が重要だというふうに思います。

○徳田将仁委員 でも、ビザの問題でもFARAの問題でも、サインした事実の問題より、その人が理解して主体性を持っているかということが大事じゃないんですか。

そこら辺はどう認識してますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 どちらかが重要かという意味では、本来は両方成立しないといけないものなんですけど、どちらかというのと、あえて決めるのであれば、サインしたかどうかの方が大事なかなと思います。

○徳田将仁委員 まあ所長じゃないから分からないかもしれないんですけど、所長がビザ申請するときに、あなたたちがどんなやって、今から質問を聞くんですけど。私は理解していない所長です。理解していない所長の場合、Lビザ更新できると思いますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 理解しているかしていないかの、判定がまず難しいということと、Lビザ更新できるかどうかの審査は、私どもが行うものではなくて、米側の移民局のほうで行いますので、その判断になるかと思います。

○徳田将仁委員 いろいろ聞いていきます。

よろしくお願いします。

駐在所長ですけど、初代の駐在所長は、所長に権限があって、所長自身で判断していなかったと言っているんですけど、県としては、県の指示でさせていたのか、所長が自ら判断したと思っているのかどちらですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも切り口が少なくとも2つあると思います。ワシントン駐在が対外的に沖縄県の情報発信したり、米側の情報収集して、沖縄に報告したりというような我々が本来業務として期待していることを行う場合には、沖縄県から指示をしたりする場合がありますし、また方向性は一緒でなければならないと思います。それ以外の、いわゆるワシントンDCオフィス社の役員として、社内のことを監督する中で、細々としたことも含めて判断するといった場合には、我々は基本的にその場面に、これまでタッチ、ほとんどしておりません。もともとそういう会社があって、そういう状況になっているということも知らない、認識もなかったこと自体も問題ですが、そういう部分においては、自ら判断されていることがあると思います。

○徳田将仁委員 このワシントンDC事務所の駐在員というのは、僕たちから見たら、形式上の代表権に見えるんですね。代表者、形式上。でも実際の意思決定の在り方に乖離があると思うんですけど、そこら辺どう認識してますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも先ほどのちょっと答弁と似た考え方になるかと思いますが、県の駐在として対外的に発信したり、情報収集をしたりということについては、県が県の意思決定に基づいて動いてもらう必要があると思いますが、現地の社内の管理監督をするという立場においては、彼らに一定の裁量権があると思います。

○徳田将仁委員 先ほど話した内容なんですけど。本人がサインした、していないも含めて、本人が理解している、していないも含めて、この弁護士も言っているんですけど。

この法人が雇用とか管理をしっかりしていることが前提という話はよくされていると思うんですね。それをもって皆さんも主体性があるってしっかりやっているよというのを、仲里所長も皆さんも、メールを開示して後から、なんかすごく強くなったなと思うんですけど、その中で、今おっしゃっていた、初代所長は理解はしていなかったと。初代所長が雇用の管理もして、給料計算とかですね、そういったものも含めて、やっていたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず、このビザの要件として、現地ではその経営的な職務であるとか、管理者としての職務であるとかということが、要件になっていまして、彼らはそういう業務を行いますので、現地採用職員の給与計算のような一般職員がやる業務は、むしろやらないというのがこのLビザの要件になっておりまして、そういうものはアウトソーシングをしたり、部下の職員にさせたりとかというか、管理監督をするという立場になります。

それで、もう一つ雇用というところについては、それは管理者としての職務で行うということになりますので、その経営管理者に当たるものが、そういう行為を行うということになります。

○徳田将仁委員 県としてですね、親組織としての関与。それとも、実質的直接の管理というところをどう整理しているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも、ワシントンDCオフィス社のことをおっしゃっていると思いますけれども、これはもう当初会社の存在がちょっと認識していなかったということもあって、当初において、そういう整理が最初からなされているわけではないわけですけども。

今、御質問されているのは、そのビザの観点のメールを見た上での御質問だと思いますので、ビザの観点で申し上げますと、そのビザの主要件としては、親会社に一定期間、過去3年のうち1年以上は継続して雇用されている。かつ、管理職としての業務経験がある者が、米国のほうに転勤をして、その現地の会社の経営者層、もしくは管理者層に当たる職に就く際に、Lビザが認定されるんですけど、そのときに考えられるのは、現地の企業がビザを取って、その会社に入ってくるものをしっかり管理監督もすると、会社として管理監督をする。そういうことが証明されて、初めてLビザが認可された。そういうふうになっておりまして、親会社は一般的な関わりを会社なり、その者に対して行うことはできるというような関係だと思います。

○徳田将仁委員 本庁のこの基地対策課長兼参事と辺野古新基地建設問題対策課長と秘書課長と広報課長は、従来所長の部下であって、そして具体的な命令監督を行う立場にありましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これもビザの関係のメールのことだと思いますので端的に申し上げますと、行政組織上はそういう関係にはございません。ビザの書類の関係で申しますと、あの記述はですね、現地の役員が、今挙げられたものを部下として持っているというわけではなくて、サポートする立場として、その会社以外のところで、その業務をサポートするメンバーとして位置づけられているというふうに記載されていると。全体の文だけ見ると、そういうふうになっているというふうに考えます。

○徳田将仁委員 これは弁護士事務所が、F A R Aの申請の作成というのは、どこが行ったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ビザのほうだと思いますけども、その現地の弁護士事務所の担当弁護士が、当時の現地の駐在と協力をしながら、普通の会社の業務ということをまとめて、申請なりの書類をまとめているというふうに考えます。

○徳田将仁委員 この弁護士も言っているんですけど、全ては皆さんからの提出された書類に基づいてしか私たちは作成していないと言っているんですね。

だから、このサポートチームも含めて、この人たちは皆さんこうやって指揮命令できますよというふうに、こっちから言っているはずなんですよ。書類か申請書か何か、こういうふうに伝えていると思うんですね。

それはどなたが行ったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今どなたが行ったかというところは、ビザに関しては基本的に現地の駐在と弁護士事務所で協力をして、整えていっているものだと思いますので、その中で行われているものだと思います。県庁、本庁側では関与はしていないということになります。

○徳田将仁委員 では、ビザ申請に関しては県は一切関与していないという認識を持ってよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 基本的には、関与していないんですが、1か所だけ、申請をする際にですね、県庁に在職をしているということを証明する附属書類のようなものがあって、そこに公室長がサインするという欄があって、そこにはサインをしているはずです。

以上です。

○徳田将仁委員 ではこの職員が、駐在の実態とか、雇用の関係とか役職とか、それについても県としては、これを確認をしていないという認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これまでの状況として御説明しますと、確認をしていなかったという状況だと思います。

○徳田将仁委員 例えばですけど、これが虚偽の説明とか、事実と異なる資料の提出があった場合ですよ。これ、誰の責任になるんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ビザの手續の面で申し上げると、その資料を作った請願者の問題だと思います。

○徳田将仁委員 今、歴代駐在の所長・副所長も含めて、全ての皆さんのビザに関しては、県としてはノータッチであって、しかし不備はないという認識を持っているのか、その認識すらないのか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 令和6年10月にこの問題が指摘されて、ビザの内容について我々も知らなかったところ、資料を入手して内容を確認した結果としては、書かれている内容について、問題はないという認識です。これまでほとんどタッチしていなかったということが、よかったかどうかということについては、やはり、反省する余地もあるんだろうというふうに考えます。

○徳田将仁委員 でもおかしくないですか。平成27年当初からですよ。ビザの問題って問題視されているんですよ。県にビザが問題だ。一旦帰らないと、また取れないとか、例えば誰か雇用しないとLビザ取れないとか、FARA登録できないとか、いろんな様々な問題あって。

なのに、今まで令和6年まで、私たちは1回もビザに対して、タッチしたことはありませんと、今堂々と言ったんですけど、本当にそれでよろしいんです

か。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも先ほど反省する面があるというふうに申し上げたことにつながりますけれども、当時ですね、ビザについては個人が申請をするものだというふうに認識をしております、それは駐在側もそうだったと思いますし、本庁側もそういうふうに認識をしていて、駐在が全て現地のワシントンコア社などと調整をしながら整えて、進めていったというのが現実の状況でございまして、ただ、今般の問題が生じて、内容を見ていくと、特に請願書の部分については、県も内容を見ておくべきであったというふうに感じるところでございます。

○徳田将仁委員 弁護士がですけど、メールの中でですね、管理職実態が弱ければ、L1継続資格の証明、困難との趣旨を述べていると思うんですけど、県としてこの指摘をどのように受け止めたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 現地の弁護士が返事をした元となる質問がマスキングされている部分になるんですが、ここは検証委員会の委員の方が、我々執行部が手を加えることなく、この質問をさせてくれということで、英文の質問を設定をして、それを我々は送っているわけですけども。

その時点で、我々としては、我々が考えている事実と異なる部分があるというふうな認識でございましたので、ある種、我々としては事実と異なるというふうに考えている箇所を、これが事実であったらビザが継続できますかというような質問の仕方であったものですから、それを見た現地の弁護士が少し驚いたというふうな反応のメールだというふうに考えております。

○徳田将仁委員 だから、先ほどもこの話になったんですけど。

結局、これは見せたらまずいよなというところで見せなかったというところだと思うんですね。そこで、このメールというのは、2025年3月24日に受け取っているんですね。

今から1年以上前なんですよ。何でこの1年間、今までこの内容を議会とか百条委員会とかに説明をしてこなかった理由を教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず1つは、このことについての御質問がなかったというふうに我々として受け止めて、答弁しているということだと思いますし、今、先ほど申し上げたとおり、我々の認識としては、事実でないことを

ベースにした質問のやり取りでございますので、これをどう取り上げるということについての優先度といいますか、必要性を感じなかったということだと思います。

○徳田将仁委員 それは何で皆さんで決めるんですか。僕たち百条委員会は、監視するためにあるのに、そこで見て、これ事実と少しまずいな、これ事実じゃないのに表に出たらまずいな。何で皆さんが決めるんですか。それをここに、それも事実なんですよ、僕たちからしたら。そこもちゃんと伺い立てて、弁護士に聞いて、そこがプロですから、帰ってきた事実、送った事実も僕たちからすると事実なんですよ。

なんでそこでストップして、見せたくないものは見せないのか。1年以上も経っているのに。少しずつでもいいので、資料を見せてくださいというのを僕たちずっとやってきたんですよ。それを提出してこなかったから、今までこっだけ話長いし、見せたくないものは見せないから、これだけ話が長引いているんですよ。

その中でですね、ビザの取得過程の資料というのは、県は一切誰一人も持っていないということですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今資料請求に応じて提出させていただいているものについては、沖縄県で持っておりますけれども、この問題が出てくる前までは一切持っておりませんでした。

○徳田将仁委員 先ほどから公室長もそうなんですけど、この2024年、令和6年10月が何か分岐点だ、みたいな話をしているんですけど。それで、ワシントン事務所が株式会社という理由を知らなかったから、事務所の決算の報告をしなかった。

しかし、それが令和6年9月に知ったから、決算の報告を速やかに行ったと言っているんですけど、県の誰が知った時点で、その決算報告になるのか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 これは令和6年10月に議会からの指摘も受けて状況を調べた結果、日本でいうところの株式会社に相当するというような法人、会社が現地につくられているということが分かったというのは、そういう確認作業していたのは、基地対策課の中で行ってきておりまして、そしてそれらを公室長、また知事・副知事なりも御説明をして、そういうことだったというこ

とをみんなで共有したというような流れだと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から質問の趣旨の説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど申し上げたように、知事にも報告をして、その上で事務手続などもまた検証した上で、いわゆる会社を設立したということを文書で決裁を取って、それを起点にして、公有財産とか、先ほど申し上げたような経営状況の報告。これが決算ということになるわけですが、そういうことを行うということを決めたのは、決裁という意味では、知事決裁を取っております。

○徳田将仁委員 その時点ですね、例えば初代副所長や2代目所長聞き取りの中で、私たちは知っていましたと言っているんですね。そこで、この人たちが知っていても、決算報告にはなっていないじゃないですか。だから知事まで行かないと、知事まで聞かないとならないのかというところを教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 通常ですと、通常の業務の流れの中で、こういう事実があるということを分かった場合には、この事業で、このワシントン駐在の仕組みでいうと、予算執行は統括監専決ですし、そのほかの事務手続については、公室長専決のものがあるかもしれませんが、基本的には知事まで決裁を取るということは多くないと思いますが、今回のケースについては、当初、やはり想定していないようなことが判明したということで、議会にも厳しい追及をされたということで、知事にも説明をして、確認を取った上で決裁を取ったというような流れかと思います。

○徳田将仁委員 そこで問題なのが、今まで散々ワシントン事務所問題はこの1年、半年ぐらいうってきた中で、知事まで知り得た、また統括監まで、副知事まで、公室長まで全ての人が知り得た時期が何度かあるんですね。何度かある中で、これ玉元さんも一番御存じだと思うんですけど、そういう中で、調査

の中でこの株式会社であることを知っていた人の精査というのは、皆さんこれまでの中でちゃんと行いましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この問題を指摘されて以降、県としても関係する本庁側の当時の担当者ですとか、担当課長とかに聞き取りをしております。その中で、法人格の認識というのはあったという職員はおります。その前から、27年度、28年度の担当などからもあるという報告を受けておりますけども、これが株式会社であったかどうかということについては、分からなかったというような回答になっております。

○徳田将仁委員 それは、何かしら行動は起こしたということですね。知っていた人が何名だったというのまで出しているということですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 事情のヒアリングをした結果としては、我々としては整理をしております。

○徳田将仁委員 その整理ができているというところで、例えば、玉元さんも含めてですけど、この話を聞いて上司に報告した人もいる。

でも、その上司は、聞いたのか聞いていないのか覚えていないという上司もいるという中で、職員間のあやふやの部分というところの精査をしましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 このことについて担当課の内部で事務調整なりをしましたかということを知っていて、ないというような結果が出ているということは把握しております。

○徳田将仁委員 議会で、僕が代表質問か一般質問かのときも聞いたんですけど、そのときの上司と部下で話をして、私は言いました、私は聞いていません、この精査は行わないといけませんよねと話をしました。それからもう数箇月たっています。そこでどうだったのかの精査はしていないんですかという質問なんですよ。だから、精査していないんだったら全くしていないでもいいですよ。

○仲村卓之人事課長 この不適正な事務処理については、先ほど申し上げたとおり、法人設立時とそれ以降、おととしまでの2つに分けて、職員の責任について人事課のほうでも調査をしております。

現在、現職として残っている職員は、全てに調査を行いました。その上で、まず、地方公務員法にいう懲戒事由該当性に該当するののかというのを最初当てはめていくんですけれども、これに関しては、先ほど来あるように、様々な法令に抵触していますので、地公法、懲戒事由該当性に、全ての職員が該当しました。

その上で、帰責事由故意または過失があったのかということを判定をしたわけなんですけれども、当然故意にこういう何かをやらなかったという方は1人もおりません。重大な過失があったかについては、一部新採用の職員とか、ほとんど実質的に関係なかった方については、過失もないんですけれども、大部分の職員が過失はございました。設立当時の駐在も含めて、重大な過失があった職員も3名おりました。

その上で、これらの懲戒事由該当性があるって、帰責事由もこういうことがあって、その不適正な事務処理の懲戒処分を行う場合には、3つの点を考えるんですけれども、悪質な行為がまず伴うものかというものでございます。

悪質な行為というのは、公文書の偽造とか改ざん、それから重大事項の秘匿行為、それから事態の隠蔽行為、秘密の漏えい、虚偽の報告、そういったものでございます。これについてはそういった職員は該当する方1人もおりませんでした。

あと公務の上に重大な支障を与えたものかということに関しては、今現在ここまで至っているということについては、重大なかもしれませんけれども、当時においては、重大な影響を与えたと言い難いという判断でございます。

県に重大な損害を与えたものかという点についても、重大な損害を与えたものとは判断できませんでした。

こういったことを踏まえて、設立当時の関係職員について3名、訓告という措置を行っております。その後、令和6年度までの関係者についても3名、訓告措置ということを行ったところです。

以上です。

○徳田将仁委員 今回のワシントン事務所の問題ですけど、最終的に責任ですけど、今職員間の責任は訓告を行ったところなんですけど、それでも納得できない部分があるんですけどね。組織的な隠蔽としか見えないんですね、こちらからしたら。県民から見てもだと思えます。

そこで、ワシントン事務所の問題の最終的な責任者は、誰であると認識しているのか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回の問題については、担当課だけではなく、県全体として重く受け止めるべき、責任を伴う問題だというふうに県としても考えて、それをベースにして、報告書の作成をし、知事からのメッセージとして県庁内の職員も、こういうことが二度とないようにということをお知らせをしておりますので、県全体として責任を持つことになるかなと思います。

○徳田将仁委員 県全体というのはどういうことですか、教えてください。

○多良間一弘知事公室長 お答えいたします。

県の組織の全体のトップということで、知事が最終的な責任者というふうに考えております。

○徳田将仁委員 委員長以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣光荣委員。

○新垣光荣委員 よろしくお願いいいたします。

今のメールの黒塗りの解除の件で答弁を聞きながら、前仲里所長の答弁も踏まえて質疑をさせていただきます。仲里所長も自分は真実を隠すという思いがないということで、黒塗りを全部解除してもいいよという、先のこの喚問の中で質疑してもらいました。その中で例えば、あの事例としての答弁を求めた回答だったよということで、そこまで暴露していただいたんですけれども、私はそういった意味でも、なぜ執行部の皆さんが解除できないかという、先ほど皆さんが言っていたように、非公開の会議をそういった部分まで解除してしまうと今後、委員会として非公開の委員会、そして優秀な外部の専門家が物が言えない状態が起こって今後、県に対して協力しなくなるおそれがあるということを懸念してという趣旨の答弁だったと思います。

私もこれに関しては、本当に行政の運営を著しく毀損するような過度な開示要求だと思っていて、その辺に対して皆さんから明確な拒否すべき正当な理由として、成り立っていると思うんですけれども、皆さんができる部分の黒塗りの部分は段階的にではあるんですけれども、できる範囲を全部真摯に解除してきたと思います。先ほどの正当な理由として、私が言っていることで間違っているなら間違っていると、またそういう理由だったというんだったら皆さんの見解を伺いたいなと思っていますけど、どうでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 基本的に今、新垣委員がおっしゃっていたことと同じことになるかと思いますが、我々としては通常、情報開示請求のとき、一般の方からも含めて受けたときに検討する際にマスキングする部分を超えて、百条委員会からの記録請求ですので、百条委員会の調査に資するというものを考慮に入れて通常であればマスキングする部分を解除した形で、提供させていただいております。この資料が公に開かれた、出されるということじゃなくて、あくまでも百条委員会の調査に使われるものであって、その資料も適切に管理をされ、外には出ていかないということを前提だとか、そういう認識の基に行っているわけですが、それでもなお開示することに対して慎重にならなければならないという分野があって、それが今回のその非公開をベースにして、活発な議論をしていただいているようなものに対して、我々の一存だけで、請求を受けたということだけで開示をするということについては、委員がおっしゃられたように、県の信用失墜させるおそれですとか、今後の同種の非公開の会議に対して著しい影響を及ぼすおそれがあるということで、マスキングをさせていただいていると。ただ、先ほど申し上げたとおり一応、この対応については、法律顧問にも相談をするということで準備をしているところでございます。

○新垣光栄委員 そういった意味で、私もこの行政の防御権の侵害に及ぶようなことまでは開示できないというのは私は正しい判断ではないかなと。それを皆さんが事実を隠すためなんだったら、これだけの膨大な資料の中に1つずつチェックして、出していく時間的なものとか、これに関わった職員の皆さんの莫大な努力があったと思います。その辺も含めてぜひ、どれぐらいの時間かかったのか、どれぐらいの苦労があったのかというのを出していただきたいなと思いますので、要望して質問を終わります。

よろしくをお願いします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から新垣光栄委員に対して、資料請求の内容について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 よろしく申し上げます。

まず、今回この百条委員会が行われているということは、何かしら法的な問題もあるんじゃないかなということで、いろいろ出てきておりますのでその中で例えば虚偽の公文書作成ということについてです。

まず、L 1 ビザ申請のときの虚偽記載というのが挙げられているかと思えます。例えばビザの申請書において対象者は、日本の沖縄県に直接雇用されることはないという趣旨の記載がされていました。ただ、今日の午前中もありましたけど、実際には県から給料もらっているわけですよね、これは事実と反する記載を米国政府に対して行ったということは、移民法上の虚偽の記載、虚偽の申告に該当する、まかり間違うと、この職員は永久的にビザ申請資格を失う可能性があるわけです。当時の弁護士の助言があったというふうに聞いておりますけれども、例えばこれに関して、実際にその弁護士さんからアドバイスを受けたと、それを整理してこういった申請をしたということになったときには、これは組織的にこの虚偽の公文書をつくったんじゃないかというふうに言われても仕方がないのではないかと思いますけれども、こういった可能性について、県はどのような認識をしているのか。例えば、そのほかにも可能性としては、そういったふうな指摘を受ける書類も出てくるかもしれません。そういった内容について、今どういうふうな整理をされているのか教えていただきたいと思えます。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員がおっしゃっていたビザの請願書の中でその者は県に雇用されておられませんというようなことが書かれている部分については、このL 1 ビザはアメリカの会社に、会社の管理監督にある形でアメリカの会社に転勤をすると、そういうことが要件になっておりますので、この記述についてはL 1 ビザをこういう場合には認定できませんよというような例示が書かれている解説書があって、それは物理的にアメリカの会社に転勤されたとしても、実態として沖縄県に直接雇用されて、現地の会社の管理監督を全く受けない者はL 1 ビザの該当対象となりませんというようなこの解説があると。それを、そういう存在の者ではありませんということを示すために記述をしたというふうになっておりまして、その際に雇用されているか、されていないかということと、管理監督を受けているか、受けていないかということと、給与を支払っているのがどちらかということは、L 1 ビザの審査においては関連がないということで整理をされておりますので、この記述が、我々としては虚偽の、間違った記述というふうには認識をしておりますけれども、一見して日

本語でぱっと見たときに違和感を感じるというのはおっしゃるとおりだと思いますので、表現ぶりについては、もう少し改善の余地があったのだろうというふうに考えます。

○新垣淑豊委員 その申請書類の件ですけれども、ワシントン事務所の主目的は、基地問題に関するいわゆるロビー活動であるというふうに、これまで説明あったかと思えますけれども、それでよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 駐在規定の中では、米軍基地問題に関する情報収集、情報発信等に関することというふうにされておりますので、これが主たる業務ということになります。

○新垣淑豊委員 この申請書類の中で事業内容というのは、例えば国際関係及び国際通商をつかさどる日本の政府機関というふうになっていますけれども、実際の活動目的は、FARA登録が必要な政治活動とビザ申請の目的というのは、使い分けて出されているのではないかというふうに思うんですけれども、この点はどうなんでしょうかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 FARA登録については、連邦議会、連邦政府に対して働きかけを行うという業務を活動するに当たって、透明性を高めるために当局に登録をするという制度ですので、その内容はおのずから基地問題など、またはそれを含めて沖縄の課題全般などを発信するってことが中心なと思います。現地のワシントン駐在含めてアジアの海外事務所もそうですけれども、実態の活動としては、それよりももっと幅広く文化ですとか、観光ですとか、物産の販売ですとか、そういうことに対しての支援も、主たる業務を行いつつできる範囲で行っているってことですので、そういうことがビザの中には含まれているということでございます。

○新垣淑豊委員 なるほど、分かりました。

別の件に行きますけれども、公的な資金の支出というところで、これは議会でも度々上がっておりますですけれども、最終的な確認をさせていただきたいんですけれども、出資金のところ委託費の中に含めての支出というふうになりました。これも非常に問題じゃないかという話がありましたけど、これ地方自治法の施行規則では委託料と投資及び出資金というのは明確に区分されていると思うんですよね、これは何ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 おっしゃるとおり、もちろん予算の節、区分としては委託料と出資及び投資金というのは分かれておりますけれども、この予算化するときの経過として、予算措置を県庁内部で積算をして、議会に提案をしてといった段階では、まだ出資をして株式会社をつくるということは念頭になかったものですから、それで委託料で全体のことがカバーできるという前提で予算を組んで、平成27年度に入って、駐在が行った現地で、そこで契約した弁護士などと調整をした結果として、株式会社をつくる必要があるということになったということで、そこから先今回のケースは委託料の中で出資して、その出資金として位置づけた形になるわけですが、厳密に予算の執行を明らかに、明確にするという意味では、委託料をその分減額をして、減額変更、変更契約をして、その分、資金を県に戻して県庁内部で投資及び出資金のほうに流用をして、そこから出資という形を取るという方法も手法としてはあり得たと。ただ、どちらの方法も一応可能ではあると。委託料の中で、ほかの節に相当するような経費を含めて、一括して委託するということとはできるということになっておりますので、どちらもできるのですが、今回のケースは、委託料のほうで行ったというのが実態だということでございます。

○新垣淑豊委員 今、課長おっしゃっているように、一旦その分を戻して、改めて設置するための出資金ということで諮っていただければ、そのときでも既に株式会社、要は法人ができるというのが分かっていたわけですよね。それができなかったということだと思うんですけど、これ何でこの地方自治法の施行規則では明確に区分されているかというところだと思うんですよ。出資金は、回収できない可能性があるんですよ、今回みたいに回収できないんですよ。会社精算したら。なので、あと委託料というのは、その事業を行うことでしっかりとその分、効果が出てくるというところだと思うんですね。なので、その内容を区分するということは、非常に重要だと思っているので、だからこそこれが委託料の中に紛れ込んでも大丈夫だというふうに今、課長説明されてましたけど、これははっきり言って、当時の、やはり議会の議決権というものについて、これがもう本当に形だけになってしまっているのではないかと考えております。これ非常に我々議会のほうも、これ本当に重要な話だというふうにこの先も捉えておかなきゃいけない内容だと思っています。で、これも総務省の見解でもこれ出資金の性質というところで区分して、判断されるべきものだというふうに上がっていると思うんですよ。だから私はちょっと先ほどの答弁で、これで大丈夫だよというのは、ちょっといかがなものかなというふうに思って

います。あと先ほど大浜委員からもちっとお話ありましたが、追加の払込資本はこれも委託費の中に入っているんですよね、どうですか、委託費の中に入っていましたよね。

○玉元宏一郎基地対策課長 今おっしゃられた追加払込資本、アディショナル・ペイドイン・キャピタルとして現地で計上されているものは、その基となる原資は、県からの委託料でございます。

○新垣淑豊委員 ということは、これも本来であれば資本になるものなので、多分、先ほどの資本金と同様で委託費の中に入っていくというのはおかしい、毛色が違うんじゃないかなというふうに思っています。

最終的にはこの県の資産に戻ってくるという、——変な言い方したら還流というような、そういったものになる可能性もあるわけですよ。なので、実質的な増資を、これはもう正直、議会に説明するものとは少し違った意味合いで、委託費の中に紛れ込ませていたのじゃないかというふうに言われても仕方がないと思うんですよね。実際にこれ、会計上は多分資産になりますよね、この追加払込資本。本来であれば積んであるわけ資本として。だから、これが果たしていいものなのかどうかと。この辺はどうですか、県としてどう整理されていますかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントンDCオフィス社の決算、会計上の観点でいうと、確かに資本の部分に計上されて、ずっと累積した形になっているわけですが、一方で先ほど来も話題になっているとおり、マイナス分の剰余金も同じような額、計上されて、最終的にはこれが同額になってゼロ精算になっているわけですが、我々の認識としては、予算執行という意味では、委託料として委託業務を発注をして、それに対する対価を支払ったというもののの中で、最終的な対価の支払い先に至るまでの間に、ワシントンDCオフィス社を介して、ワシントンDCオフィス社から払ったような経費が発生していたということが、我々それを知らなかった部分はございますが、そういうことが実態としてあって、ですので、最終的にはそこにストックされているわけではなく、貯められているわけではなく、毎年度毎年度の委託事業の中で、もう支払われているという性質からすると、我々予算上の考えではこれは普通に費用として支払った。資本として取り扱ったというものではないというふうに位置づけられると思います。

○新垣淑豊委員 そこはあくまでも認識だと思うんですよ。実際に会計上の書類の中では積み上げられているわけですよね、要は県が持っている認識と実際にその会計上に出てきている表示の中では大きく異なっているわけですから、そこは認識があればいいのかというふうになると思うんですね。

本来であれば、毎年毎年の決算書、今、課長もこういう状況になっているか分からなかったというお話ですけれども、ここがやはり1番大きな問題で、分からなかった、誰が指示を出したのか、誰が確認をしたのか、そういったところが非常に大きな問題であるというふうに思っていますけれども、その点について先ほど公室長からも最終的な責任者は知事であるというふうにありますけれども、それまでの間この歴代の担当課長、公室長含めて、この辺りの責任というのは、どのように考えてらっしゃいますか。

○仲村卓之人事課長 先ほど申し上げたとおり、現職として残っている関係職員については全て調査を行いました。設立当時の現職関係職員4名、設立後、令和6年度までの関係職員は21名ということで、25名の調査を行っております。結果としては先ほど申し上げたとおり、設立当時の3名について、1人は文書訓告、2人が口頭訓告、それ以降2つ目、設立後の者については、3名について口頭訓告を実施したところでございます。処分を検討するに当たって、確かに過失があったりとか当然十分な注意を払っていれば、米国法との位置づけとか、あと国内法で整理すべきところとか、整理すべきであったというのは今になって、調査時点ではそういうことになったんですけれども。ただ関係者ほとんどの職員が、米国への駐在事務所の設置について、この国外法との適合性を検討する必要性を十分に認識していなかったという、これも組織的な問題だと思うんですが、認識不足、確認不足。それからまた設立時に、4月、5月、知事の訪米が5月という慌ただしい中で、向こうでの活動拠点をつくらないといけないという慌ただしさがあったでしょうし、知事訪米に向けての作業、訪米時にどういったことをやるかという、そこにも力を入れていたという点もあったので、こういった点は、それからまた初代所長は、県職員ではそれまでなかったので県の業務を執行するに当たって、当然不慣れな部分があったので、そのサポート体制が本庁がちゃんと取れていたのかという、組織的な執行体制の不備もあったであろうと。それから、6月にはまた別の組織ができて、駐在を担当していた職員が、6月から辺野古新基地建設問題対策課というところに移ったというところで引継ぎうまくいかなかったという。そういった様々な組織的な問題もあったので、これ職員の責任をどこまで考えるべきかということについて、公務員の責任の取り方に対する社会的評価等も踏まえた上

で、慎重に判断すべきであると。それから、他の公務員及び社会に与える影響も考慮すべきという思慮をして、そういったところは情状酌量といいますか、職員、個人の責任を問うべきなのかという部分もあって、こういった懲戒処分ではなくて、訓告という措置をするに至ったというところでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(委員長より、的確な答弁を行うようにと指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 今委員長からもあったように、実は私は今聞きたいのは、歴代の、例えば知事、副知事、こういったところに対しては、どのような責任を負う求めているのかというところは、例えば沖縄県としても、しっかりと方針を持っているのか。当初の、もう設立当時の知事はお亡くなりなっていますけれども、当時いた副知事、こういう方がこの事務所をつくる、事務所を設置する、このスキームはどうかとは言いませんけれども、設置するのは分からないわけですね。こういった人たちは、どのようになるんですかね。

○仲村卓之人事課長 懲戒処分という観点からは、三役の処分ということではできませんので、検討しておりませんが、知事におかれては、11月議会で、自分の就任前のことであるけれども、組織の長として責任を取りたいということで、1号議案というのを昨年の11月議会で提案させて、これについては審査未了ということになりましたけれども、そういったところは知事御本人で検討されたところでございます。

○新垣淑豊委員 その設置当時の三役に関しては、もう手つかずということではよろしいですか。

○仲村卓之人事課長 地方公務員法に基づいて、人事課として何かするという事は、できないものと思っています。

○新垣淑豊委員 では、県として、例えばこの調査委員会、第三者委員会などを設置してしっかりとこの責任を求めていくということは、もうしないと。今

出されているもので、全てであるという認識でしょうか。

○仲村卓之人事課長 先ほど言いましたように、地公法上の懲戒処分とか、そういうものはできませんし、求めておりません。

○新垣淑豊委員 なので、もう調査もしない。ということでもいいですか。もうほったらかしということ。

○仲村卓之人事課長 再三になりますが、総務部のほうで地公法上に基づく調査とかそういったものを一切考えておりませんが、知事におかれては一旦、議案を提案されたようなことで、御自身の責任というのは考えているかと思いますので、あとそこは、別の判断もあるのかなと思いますけど、私のほうでは調査、検討しておりません。

○新垣淑豊委員 先ほどね、お話されたように、組織的な全庁にわたるお話だということで、個人の責任を追及しないというようなことだと思います。それは正直私も、ここに関わった人たちというのは多分、今皆様そうですけど、運が悪いんですよ。たまたま、その時期にその場所に行ってくれという指示があって行きました。おっしゃるように、ナマナマーして、今やれという話になってつくった。あと、後づけでいろんなものを整理しろというふうに言われて、やっていったら、非常にいびつなものが出ていたということだと思うんですね。なので、とは言っても、やはりそこには責任というのが出てくると思うんですよ。ひょっとしたら、この件について、議会としては重い判断をする可能性というのは出てきます。ひょっとしたら、民間の方々が今住民訴訟という形で動いているという話も聞いております。そういったものに対して、今、どういうふうな、この将来的な対応とか、こういうことも念頭に今動いてらっしゃるのかという、ちょっと聞かせていただきたい。

○玉元宏一郎基地対策課長 今般のこの問題につきましては、私どもも重大な問題が続いてきたということを深く受け止めているわけでありまして、こういうことが今後ないように我々ができる範囲で、今回のことについての事実関係の確認とか、要因の分析とかをして、報告書にまとめつつ、これをこの教訓をしっかりと生かしていくということで、各部局も含めて県全体で取り組むということで取組をさせていただいているところでございます。

○新垣淑豊委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、ワシントン駐在問題についてに対する質疑を終結いたします。

その前にちょっと確認します。

先ほど宮里委員から資料の要求についてということで確認しますが、再委託先と直接契約の内容をまとめたものがほしいということ。それから新垣光栄委員からは、情報開示にかかった人数とか時間とか、そういったものを提出してほしいということでしたので、執行部として御用意できますでしょうか。

○新垣光栄委員 職員に負担をかけないためにマクロ的な簡単なものでよろしいです。

(資料提出について、執行部の了承が得られた。)

○西銘啓史郎委員長 それと委員長として申し上げますけれども、先ほど委員のほうからもありましたけど、いろんな情報開示といいますか、まだ出ていない資料、これも実は、我々も先ほど冒頭ありましたけれども、6月16日の予定で報告書を作成する予定なんですね。だからといって、資料提出を求めているわけではなくて、先ほどある委員からありましたけど、出せるものから順次出していくとか、その辺も執行部にはぜひお願いをしたいと思います。

それから先ほどちょっと言いましたけど、黒塗りの開示については、もちろん御本人でしたけれども、確認しなきゃならない弁護士のもあるかもしれませんが、もうこれは可能な限り御協力していただかないと事実解明につながらないので、我々は百条が終わっても、しっかりこの資料は対応していただきたいと思いますので、御協力お願いしたいと思います。

それでは、長時間にわたりましたけれども、説明員の皆さん、大変お疲れさまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

(事務局から、参考人として文書照会を行ったミハイロフ氏から今回は、質問の回答に協力できない旨の回答があったことが報告された。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、報告書案についてを議題といたします。報告書のたたき台については去る5月15日にタブレットに掲載して提示しておりますが、たたき台について各会派等の御意見をお聞かせいただきながら、報告書の取りまとめについて協議することといたしております。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から調査報告書案の概要、今後の委員会の日程及び議論の整理の方向性について説明した。また、報告書案の内容に関する各委員からの意見を踏まえ、修正したバージョンを改めて示すことや次回の委員会開催について協議を行った。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次の委員会は、6月1日午前10時ということで、それまでに、また事務局がいろんなメールを流しますので、早急に回答をして、また、1日以降の日程を決めたいと思います。

特に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎